

令和4年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和4年3月9日（水曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時39分 散会

○出席委員（26名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	13番	蒔苗博英	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		7番	石山敬	委員
	8番	木村隆洋	委員		9番	千葉浩規	委員
	10番	野村太郎	委員		11番	外崎勝康	委員
	12番	尾崎寿一	委員		14番	松橋武史	委員
	15番	今泉昌一	委員		16番	小田桐慶二	委員
	17番	鶴ヶ谷慶市	委員		18番	石岡千鶴子	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	後藤千登世
財務部長兼 健康こども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	番場邦夫	健康こども部長	三浦直美
農林部長	中田善大	商工部長	西沢宏智
観光部長	神雅昭	建設部長	花岡哲
都市整備部長	天内隆範	会計管理者	野呂智子
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也
教育部長	鳴海誠	選挙管理委員会事務局長	栗嶋博美
監査委員事務局長	秋元哲	農業委員会事務局長	菅野昌子
企画課長	白戸麻紀子	企画課長補佐	青山洋蔵

企画課長補佐	笹田哲文	広聴広報課長	土岐康之
地域医療課長	佐伯尚幸	人事課長	堀川慎一
契約課長	黒沼立真	情報システム課長	羽場隆文
管財課長	工藤浩	市民税課長	石井啓之
資産税課長	石田剛	収納課長	中田和人
市民協働課長	高谷由美子	市民協働課長補佐	村田善彦
市民課長	蒔苗元	福祉総務課長	秋田美織
障がい福祉課長	白取靖夫	生活福祉課長	佐々木順一
就労自立支援室主幹	木村敬之	介護福祉課長	川田哲也
こども家庭課長	石澤容子	こども家庭課長補佐	竹内孝行
こども家庭課長補佐	吉崎拓美	国保年金課長	葛西正樹
りんご課長	澁谷明伸	商工労政課長	工藤竜輔
観光課長	早坂謙丞	文化振興課長	佐藤孝子
土木課長	千葉裕朗	道路維持課長	八嶋範行
建築住宅課長	木村和彦	都市計画課長	福士一之
地域交通課長	小山内孝紀	公園緑地課長	成田正彦
岩木総合支所長	戸沢春次	岩木総合支所民生課長	佐藤和明
相馬総合支所長	三上誠	相馬総合支所民生課長	熊谷克仁
会計課長	中村工	上下水道部総務課長	田中知巳
市立病院総務課長	堀子義人	学務健康課長	相馬隆範
文化財課長	小山内一仁	選挙管理委員会事務局次長	村元広美
監査委員事務局次長	熊谷義昭	農業委員会事務局次長	吉田秀樹

○出席事務局職員

事務局長	佐藤記一	次長	菊池浩行
次長補佐	高屋憲	議事係長	蝦名良平
総括主査	成田敏教	主事	附田準悦
主事	成田崇伸	主事	外崎容史

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託

された議案は、議案第5号から第18号まで及び第39号の以上15件であります。

審査に当たりましては、配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち、委員の方をお願いをいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを

申し添えて質疑を願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、通告している質疑については、答弁者は、事業内容等の説明はなしに、聞かれたことだけを要領よく簡潔に答弁願います。

◎委員長（工藤 光志委員） まず、議案第5号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第19号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康子ども部理事（森岡 欽吾）
議案第5号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第19号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に13億2609万9000円を追加し、補正後の額を929億9359万5000円とするほか、継続費、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、固定資産(土地)評価事業などに係る変更3件であります。

繰越明許費の補正は、収納管理システム改修事業などに係る追加23件であります。

地方債の補正は、病院事業出資金などに係る追加4件、廃止1件、変更12件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、20ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の230万9000円の減額は、弘前市役所ねぶた実行委員会負担金を減額するものであります。

3目財産管理費の8660万9000円は、土地売払収入の見込みに伴い、財政調整基金積立金を追加するものであります。

8目コミュニティ施設費の9万7000円は、泉野多目的コミュニティ施設損失補償金を計上するものであります。

10目地籍調査費の386万2000円の減額は、測量等業務委託料を減額するものであります。

2項徴税费1目課税费の48万1000円の減額は、固定資産評価等業務委託料を減額するものであります。

21ページにかけての3項1目戸籍住民基本台帳費の693万円は、住民記録システム改修業務委託料を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の2億5901万円は、国民健康保険特別会計繰出金を追加するものであります。

3目老人福祉費の188万2000円の減額は、岩木地区高齢者ふれあい交流支援事業業務委託料を減額するものであります。

6目後期高齢者医療費の1396万4000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、財源調整であります。

22ページを御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、財源調整であります。

3目環境衛生費の558万8000円は、水道事業会計の負担金及び出資金を追加し、補助金を減額するものであります。

5目病院及び診療所費の7億1487万4000円は、国立病院機構移行職員業績手当負担金を計上するほか、病院事業会計への補助金を追加し、出資金を減額するものであります。

23ページにかけての6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の663万9000円は、農地利用最適化交付金事業に係る経費を追加するほか、農地集積支援事業に係る経費を減額するものであります。

3目農業振興費の1398万5000円の減額は、機構集積地域集積協力金及び機構集積経営転換協力金

を減額するものであります。

24ページにかけての6目農地費の1710万3000円の減額は、多面的機能支払交付金を減額するほか、県営事業負担金などを追加及び減額するものであります。

2項林業費2目林業振興費の1808万6000円の減額は、林道沢田線改良工事などを減額するほか、林道湯口線舗装工事を追加するものであります。

3目造林費は、財源調整であります。

25ページを御覧ください。

7款1項商工費2目商工振興費の1861万3000円の減額は、事業所・店舗等感染拡大防止対策推進事業費補助金を減額するものであります。

3目観光費の3300万3000円の減額は、ONS EN・ガストロノミーウォーキングイベント運搬等業務委託料などを減額するものであります。

7目温泉事業費は、財源調整であります。

26ページを御覧ください。

2項公園費2目弘前公園管理費は、財源調整であります。

3目施設管理費の164万円は、都市公園整備工事を追加するものであります。

27ページにかけての4目弘前公園整備費の2億9626万8000円は、鷹揚公園整備事業及び弘前城本丸石垣整備事業に係る経費を追加するほか、弘前城重要文化財保存修理事業に係る経費を減額するものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の7000万円は、道路維持補修工事を追加するものであります。

3目道路新設改良費の4000万円は、常盤野1号線道路改良工事を追加するものであります。

6目地方道改修事業費の5000万円は、蒔苗鳥井野線広域環状道路整備事業に係る経費を追加するものであります。

7目交通安全施設整備事業費の5110万円は、通

学路対策事業に係る経費を追加するほか、向外瀬岩賀線交通安全施設整備事業に係る経費を減額するものであります。

28ページを御覧ください。

3項河川費2目河川維持費の3553万6000円の減額は、雨水貯留施設舗装打替工事を減額するものであります。

4項都市計画費3目土地区画整理費の6万5000円は、都市改造記念会館損失補償金を計上するものであります。

6目交通政策費の980万円は、弘南鉄道運行継続支援金を計上するものであります。

7目下水道費の400万6000円は、下水道事業会計の負担金及び出資金を追加し、補助金を減額するものであります。

29ページを御覧ください。

5項住宅費1目住宅管理費の9711万8000円の減額は、市営住宅等長寿命化工事を減額するものであります。

9款1項消防費3目消防施設費は、財源調整であります。

10款教育費1項教育総務費4目教育センター費の2013万4000円の減額は、学校ICT活用支援等業務委託料を減額するものであります。

30ページを御覧ください。

2項小学校費1目学校管理費の3195万円及び3項中学校費1目学校管理費の1755万円は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る消耗品費などを計上するものであります。

2目教育振興費の2201万2000円の減額は、就学援助費を減額するものであります。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、財源調整であります。

31ページにかけての2目文化財保護費の617万4000円の減額は、大森勝山遺跡公開活用事業及び史跡等公開活用事業に係る経費を減額するもので

あります。

5目博物館費の130万円の減額は、高照神社馬場跡等活用イベント開催業務委託料を減額するものであります。

10目美術館費は、財源調整であります。

12款1項公債費の2046万5000円の減額は、元利均等借入れの利率見直しに伴い、元金を追加し利子を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、10ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、20款繰入金、22款諸収入及び23款市債にそれぞれ計上するとともに、一般財源として1款市税及び12款地方交付税などの追加並びに23款の臨時財政対策債の減額を行うほか、20款の財政調整基金繰入金の減額6億5311万7000円をもって、全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） おはようございます。一つだけ質問させていただきます。

予算書20ページの住民記録システム改修業務委託料についてです。

まず事業の概要、改修による効果、委託先、財源について答弁をお願いします。

◎市民課長（蒔苗 元） 住民記録システム改修の事業概要につきましては、マイナンバーカードの利便性向上と行政のデジタル化推進の観点から、カードの所有者の転出や転入に係る手続について、オンライン化するために必要なシステム改修を実施するものであります。

オンライン化の内容としましては、カードの所有者が転出する場合、自治体の窓口を訪れること

なく国のオンラインサービスのマイナポータルのほうを通じて転出の届出及び転入手続の予約が可能となるもので、転入先の自治体では、事前に転入する方の氏名や生年月日等の情報を基に事務処理の準備を行い、カードの所有者が予約日に転入先の窓口で手続を行うということとなります。

事業の効果としましては、利用者側では、窓口で届出書類を作成する手間の軽減や手続に要する時間の短縮など、利便性の向上が図られ、自治体側では、窓口混雑の緩和や転入手続の事務負担の軽減といった事務の効率化が図られるものと見込んでおります。

委託先につきましては、当市の住民記録システムを管理運営する日本電気株式会社青森支店と随意契約を予定しております。

財源につきましては、全額、国からの補助予定であり、歳入予算の16款2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金追加として同額を計上してございます。

◎9番（千葉 浩規委員） 3点ほど質問させていただきます。

一つは、転入手続の予約ということなのですが、その後、転入先の窓口で手続をしなければならないということなのですが、マイナポータルから入っていくということですが、私なんかよく見ないでばばっとやってしまったり、何というか、よく見ないで入力してしまうと。これで済んだなということで、これで全ての事務が終了したなというふうに思い込んでしまったり、結局、後で行かなければならないのに行かないということも起きると思うのです。

手続をしなかったならば、一体どうなるのか。逆に言えば、転入先も全部ワンストップでやってくればいいのだけれども、転入先で窓口になぜ行かなければならないのかと。そこはどうしてマイナポータルで全部やってくれないのだろうかと

というのが一つです。

もう一つは、マイナンバーカードを持っている場合でも、全員が持っているわけではなくて、世帯主が持っている場合もあるし、世帯主が持っていない場合でも、その娘、息子が持っている場合もあるし、そういう場合は今度の予算の制度は利用できるのかと。

もう一つが、ワンストップで処理できるということだと思うのですが、広報ひろさきで見ると、住民異動については、小中学校の転校とか、国民健康保険とか、後期高齢者とか、国民年金とか、介護保険とか、子育てとか、あとは自動車、バイク、水道とかといっぱいあるのですけれども、これはマイナポータルで全部済むということなのでしょうか。その辺、答弁をお願いします。

◎市民課長（蒔苗 元） まず、1点目の転入予約で手続きが終わってしまうのではないかということに関してですけれども、オンライン化に係る事務取扱の詳細につきましては、今後示される予定ですが、今のところ、一定の期間を経過しても転入先の窓口において転入手続きが提出されない場合は、住民記録システムから転出者の情報が取消になるという仕組みが予定されておりまして、再び必要な手続きを取ってもらうことが想定されます。

また、転入先での窓口に行く理由ということなのですが、法令によりまして、転入届につきましては、転入した日から14日以内に届け出るということが定められているほか、窓口におきまして、本人確認とともに生活の本拠とすることや居住する意思というものを確認することが必要とされております。

あと、家族全員が転出入ということでマイナンバーカードですが、こちらのほうの詳細につきましても、今後示される予定ですが、

家族全員で転出・転入する場合は、世帯員のうち1名の方がカードの所有者であれば、オンラインによる手続きが可能となる予定でございます。

最後に質問がございましたことなのですが、こちらのほうは、今現在マイナポータルでの手続きというのができないものもあるという形になっています。

以上、こういったところを踏まえまして、オンライン化が始まる際には、私どものほうも窓口やホームページ等で分かりやすく丁寧に説明しながら、心がけるように努めてまいりたいと思っております。

◎9番（千葉 浩規委員） とにかく、私なんかもよく見ないで入力してしまうタイプなので、ぜひ勘違いが出ないように、何とかよろしく願います。

◎23番（越 明男委員） 二つほどお願いします。

28ページ、8款4項3目、駅前の都市改造記念会館に関する件であります。

6万5000円と、金額的には些少なのですが、ちょっと学区の関係もありますのでお聞きしておきます。6万5000円の損失金が発生した。そして、その補填分としての補償金という解釈になるかと思っております。損失が発生したという損失の中身をちょっと教えてくれませんか。

それから、6万5000円の補償金の支給先、委託先ということになりますかね。それをひとつお願いします。

それから、もう一つ、30ページの10款3項2目教育振興費のことです。

10款3項2目の中学校費のところ、就学援助費の減が計上されております。2200万円です。これは、数字的にはちょっと多い数字かなと、感性的に思ったものですから質疑させていただくのですが、中学校の就学援助費が減となった

理由、かつ特定の中学校を指しているのか、あるいは全般的な中学校を対象としているのかというあたりも少し御答弁いただければよろしいと思います。以上、二つお願いします。

◎都市計画課長（福士 一之） まず駅前記念会館の補正の追加額6万5000円についてです。

記念会館は、地元町会で組織しております弘前市都市改造記念会館管理運営委員会に指定管理しております。6万5000円というのは、昨年9月に市が要請しました使用の中止に伴う減収分6万5000円を追加するものです。

そして委託先についてなのですが、委託先は、先ほど言いましたけれども、弘前市都市改造記念会館管理運営委員会です。これは、地元町会の10町会で組織している委員会であります。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 就学援助費の減額の理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、修学旅行が中止、または規模を縮小しての実施となったために、中学校の修学旅行費を減額したものでございます。特定の中学校でなくて、全体の中学校でございます。

◎23番（越 明男委員） 課長、修学旅行と就学援助費が結びつく答弁をひとつ。修学旅行が取りやめになったから就学援助がというところがずっと私ちょっと入らないのですが、そこを課長、もう一つ答弁をお願いします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 就学援助の対象になっている保護者の方に修学旅行費の扶助費を援助をしてございます。そちらのほうの関係で、就学扶助費が減額となったために、今回、減額補正するものでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第39号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第21号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾） 議案第39号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第21号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3億7292万4000円を追加し、補正後の額を948億789万9000円とするほか、繰越明許費の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、保育士等処遇改善臨時特例実施円滑化事業などに係る追加7件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、9ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費4目社会福祉施設費の73万8000円は、弥生荘指定管理料を追加するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の50万円は、保育士等処遇改善臨時特例実施円滑化事業に

係る経費を計上するものであります。

2目児童運営費の1億3937万7000円は、保育所運営費及び認定こども園等給付費を追加するものであります。

4目児童福祉施設費の1122万9000円は、弥生学園指定管理料及び児童館延長利用事業業務委託料を追加するものであります。

5目児童健全育成費の382万8000円は、放課後児童健全育成事業に係る経費を追加するものであります。

10ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の1億6462万6000円は、農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金を計上するものであります。

7款1項商工費6目観光施設費の1287万1000円は、星と森のロマンピア指定管理料を追加するものであります。

10款教育費4項社会教育費10目美術館費の3975万5000円は、れんが倉庫美術館等指定管理料を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金及び22款諸収入をそれぞれ計上するほか、20款財政調整基金繰入金の追加5639万9000円をもって、全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎8番（木村 隆洋委員） 7款1項6目観光施設費、委託料、星と森のロマンピア指定管理料追加1287万1000円についてお伺いたします。

今回、追加の指定管理料補正ということで、当初の指定管理料の予定額をお尋ねいたします。また、想定していた令和3年度の実績見込みについ

てもお伺いたします。あと、今回、指定管理料が追加補正になった理由もお伺いたします。

次に、10款4項10目美術館費、委託料、れんが倉庫美術館等指定管理料追加3975万5000円についてもお伺いたします。

これに関しても、当初の計画収入は幾らだったのかお伺いたします。また、収入見込みが幾らだったのかも併せて伺います。れんが倉庫に関しても、指定管理料が追加になった理由についてお尋ねいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、星と森のロマンピアの支出の当初計画から申しあげますと、2億711万6000円を見込んでおりましたが、実績といたしまして2億3481万8000円の実績を今見込んでおります。

増えている要因としましては、年度当初から順次、人員を整理することとしておりましたが、雇用調整助成金の制度延長に伴い、制度を活用したことなどにより、人件費の支出が約2670万円増えたこと、それから燃料費高騰により約200万円の増となっており、経費削減分を含め、トータルで計約2770万2000円の増となったものであります。

一方、収入におきましては、当初計画で2億488万2000円、実績見込みといたしまして2億1993万3000円を見込んでございます。

主な要因といたしましては、雇用調整助成金が当初計画より約2630万円多く入ってきたほか、国や県などの支援金で約630万円と計約3260万円の増額を見込んでおりましたが、宿泊等の利用料金収入につきまして、まん延防止等措置等の影響により、1月下旬から宿泊のキャンセルが増えたこともございまして、宿泊等の収入が計画より約1750万円ほど落ち込む見込みであることなどから、差し引きのトータルといたしまして約1510万円の増の収入にとどまったということでございます。

また、指定管理料を増額する理由でございますが、ロマントピアを指定管理しております一般財団法人星と森のロマントピアに対しましては、年度当初から新型コロナウイルスの影響を前提とした管理運営を市としては求めてきたところでございます。財団におきましても、市との協議を経まして、休館日を設けたり施設の一部を休止、それから施設内の清掃を従業員が行うなどの内製化を図ってきたこと、さらには、現在人員の整理を大きく進めているということで、収支のバランスを見ながらの施設管理運営に努めているところであります。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、特に全国的なオミクロン株の流行や当市がまん延防止等重点措置の適用、2回にわたる延長と、さらに各種キャンペーンがそれに伴って停止したということで、1月下旬から3月末までの予約のキャンセルが大きく増えたことに加えまして、例年見込んでいた冬季の宿泊分についても申込みがほぼなくなっているという状態で、収支の見込みが大幅に悪化した状況となっております。

このため、全庁的に示されております指定管理施設における減収への対応におけるフローに基づきまして、内部留保の状況ですとか借入れの状況、それから経費削減や人員整理を進めるなどの自助努力に努めていることなど、総合的に検討し、公の施設として持続的な管理運営を行うために、今回、追加補正を行うものでございます。

◎都市計画課長（福士 一之） まず市が設定しました収入について、金額を言います。

市が設定している収入は1億7693万4000円となっております。今年度の実施事業収益を含みます収入見込み額は1億3717万9000円となっております。

次に、指定管理料を追加する理由ですが、れんが倉庫美術館につきましては、今年度、新型コロ

ナ感染症の影響を踏まえた管理運営を進めてきました。その中で、メンバーズ会員の新規獲得や貸館業務の利用増加などにより増収となったものの、断続的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴います行動制限によりまして、想定した来館者数を下回る見込みとなりました。

このことから、指定管理者とは、指定管理業務の内容や費用の負担などについてPFI事業契約を踏まえた協議を続けてきたところでありまして、その結果、本年度につきましては、市が設定しています収入1億7693万4000円と、今年度の収入見込み額1億3717万9000円の差額であります3975万5000円を追加するものであります。

◎8番（木村 隆洋委員） ロマントピアの指定管理料の内訳をお伺いさせていただきました。

ロマントピアに関しては、令和2年度にも追加補正を行っている。追加補正の予算が上がったのは、令和2年第4回定例会かなと記憶しております。その際、私も質問させていただいたのですが、令和2年第4回定例会のときに、今回はコロナ禍で想定外のことが起きたと。令和3年度に関しては、コロナも想定内ということで何とか計画を練ってほしいと。あのときも5300万円でしたか、の追加補正がされたと思っております。

今回、2年連続追加補正になったということで、やはりコロナ禍においての当初計画の見込みが甘かったのではないかなと言わざるを得ないかなとも思っております。その点に関しての市の見解をお伺いいたします。

れんが倉庫美術館の指定管理料についてお伺いいたします。

れんが倉庫に関しては、15年間の債務負担行為を設定していると認識しております。今後の運営に関しての影響というのはどう考えているのかお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 収入で申し上げます

と、先ほど、当初計画2億488万2000円を見込んでいたということで、まん延防止等措置の適用前の令和4年1月11日現在で一度試算しましたら、2億3777万3000円を見込み、トータルで172万円の黒字を見込んでおりました。これは予定どおり行われていけば、県のキャンペーンですとか冬季に宿泊の予約が入っていたということが大きいのですけれども、そういうことから言いまして、まん延防止等の前までは計画どおりであったものと考えてございます。

◎都市計画課長（福士 一之） 15年間の今後の運営に対する影響についてです。

れんが倉庫美術館については、一部利用料金制を取っております。指定管理料及び利用料金収入で運営しております。今年度から、新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営を実施していく中で、当初想定していた海外や県外からの来館者数を獲得することは本当に難しいものと認識しており、今後も減収が予想されます。

したがって、今後におきましては、PFI事業契約にかかわらず、来館者実績を踏まえた年間収入を算出しまして、それに見合った展覧会を開催するなど、安定した美術館運営に努力してまいりたいと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 最後、ロマントピアについてお伺いいたします。

今、課長の御答弁によれば、12月ぐらいまでは当初計画どおり追加しなくてもいいのかなど。弘前市に1月27日から適用されたまん延防止等重点措置の影響が大きいのはよく分かります。本来であれば、国でもG・O・T・Oトラベルキャンペーンも行う予定だったのも全て延期という形でしたので、その影響が大きいのは非常に分かります。

ただ、その影響はロマントピアだけではなくて、宿泊業というカテゴリーでいくと、民間の業者も非常に皆さん大変厳しい状況であります。そ

ういった中では、令和2年第4回定例会でも発言させていただいたのですが、民間の業者にすれば、公の施設は財政が厳しくなるとすぐ税金で賄えるのはいいなというような感想を持たれる方もいます、現実問題として。

そういった中では、星と森のロマントピアは公の施設として、この2年間指定管理料を追加したという部分も含めて、今後の施設の在り方をどう考えてるのか、最後にお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 星と森のロマントピアにつきましては、自然の中で学習とスポーツ、レクリエーションを通して触れ合いを深め、活性化に資することを目的に設置しており、観光面として、市民の憩いの場として、さらに相馬地区のシンボルとして必要な公の施設であると考えてございます。

しかしながら、コロナ禍という大きな状況変化や現在の指定管理期間が令和5年度までとなっていることもございますので、来年度は、この施設の在り方を様々な観点から検討してまいりたいと思っております。

◎20番（石田 久委員） 議案中の9ページで、保育士等の処遇改善に関わる経費についてなのですが、3款2項2目のところで、保育所運営費追加、それから認定こども園等給付費追加について、まず一つは、事業内容についてお答えしていただきたいと思っております。

それから、今回の補正予算の概要にある事業費の内訳、保育園とか、あるいは認定こども園の数とか人数、それから事業はどのくらいの期間で行われるのかお答えしていただきたいと思っております。

◎こども家庭課長（石澤 容子） それでは、事業内容等について御説明いたします。

こちらの事業は、昨年11月に閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の一つとして実施するもので、保育士、幼稚園教諭、さらに

は放課後児童支援員を含む、保育・教育の現場で働く方々を対象に収入を3%程度引き上げるための取組を行うものです。

事業費は、令和4年2月から9月までの間の賃金改善に係る費用を補助するもので、概要に記載の順番に御説明をいたしますと、まず、処遇改善臨時特例事業を円滑に進めるための円滑化事業の事務費に50万円、保育所運営費として、市内私立の保育所38施設に勤務する職員763人に対して6609万1000円、認定こども園等給付費として、認定こども園等37か所に勤務する職員832人に対して7328万6000円、児童館延長利用事業として、市内児童館・児童センターに勤務する職員99人に対して653万4000円、放課後児童健全育成事業、当市ではなかよし会と言っておりますが、こちらに従事する児童支援員61人に対して382万8000円、これらの事業費合計として、人数の合計は1,755人に対しまして2月から9月までの8か月間で合わせて1億4973万9000円となり、事務費の50万円を加えて、総額1億5023万9000円としたものでございます。

なお、4月から9月分の事務費と事業費を合わせて1億2014万6000円については、新年度に繰越しを予定しております。

◎20番(石田 久委員) 今、働いている人たちというのは全部で1,755人という答弁があったわけですが、その中で、今回コロナ禍の中で、保育園とか保育士だけが今までそういうのがあったわけですが、今回は他の職員も該当になるのか。例えば保育士だけでなく、事務とか、あるいは給食とか、あるいは看護師とかいるわけですが、以前は保育士だけだったような気がするのですが、今回の場合は、これについてどうなのかということですか。

それから2番目は、これは10月までということでしたけれども、事業終了後は賃金がまた下がる

のか、現状に下がってしまうのか、この辺についてお答えしていただきたいと思います。

それから今回、国の処遇改善は収入の3%ということですが、どれくらいなのか。それから、確実に賃金の改善を行うのか。それと実際1人当たり幾ら改善されるのかということと、弘前市から各法人に支払う時期はいつなのかということと、各施設から職員に対する支払いをいつどのようにするのか。確実に施設側が職員に、今回の中でちゃんと賃金として払うのか、違うほうに使ってしまうような可能性もあるので、その辺についてはどうでしょうか。

◎こども家庭課長(石澤 容子) まず保育士だけなのかということですが、今回、保育施設の場合は、法人役員を兼務する施設長以外の全職員が対象となっております。保育士や幼稚園教諭だけではなくて、調理員とか栄養士、事務職員、また非常勤の職員も含む、各施設に勤務する全ての職員が対象となります。あと、放課後児童支援員や専門研修を受講する前の放課後児童支援員の補助員、児童館の館長を含む従事職員も対象となります。

事業期間が終わった後、賃金がまた下がるのかということですが、この事業は、補助が終了する本年の10月以降も賃金改善の効果を継続させるということが前提となっております。ですので、引き続き賃金の引上げを継続することにしております。

10月以降の財源としましては、保育施設においては、公定価格の見直しが行われまして、通常の運営費などに加える形で交付金により市が4分の1の負担で所要の経費を支給することにしております。放課後児童支援員や児童館の職員においても、子ども・子育て支援交付金の対象となる職員は市の負担3分の1で、また、交付金の対象とならない職員は、市の単独事業によって引き続き賃

金の基準の引上げを継続することとしております。

それと、収入の3%というのが実際どのくらいかというところですが、国からは収入の3%ということで、大体職員1人当たり月額9,000円が目安とされております。

実際の支給に当たっては、経験年数とか勤務時間数などによって傾斜配分なども認められております。また、補助額の中には、収入の3%とはまた別に、社会保険料の事業費負担分も9,000円にさらに上乗せして補助基準額を設定しております。

実際に賃金改善が各施設において行われるのかどうかというところですが、賃金改善の額については各施設の判断によることとなっておりますが、各施設に対しまして配分に係る計画の提出を求めています、その内容を確認した上で補助を行うことにしております。

また、実績報告を求めるときには、給与規定や賃金台帳等の提出を求めて、確実に給与規定が改定され、規定どおりに支給されたかなどの記載内容について確認を行うことにしております。

実際、弘前で1人当たり幾ら改善されるのかというところについては、今回は個々の施設の賃金には左右されずに、国が示す改善単価で計算されますので、保育所、認定こども園、児童館の職員は、賃金分と社会保険料などの法定福利経費を入れて、1人平均1か月当たり1万1000円程度の補助を行うことにしております、そのうち賃金に反映されるのは9,000円程度と見込んでおります。

放課後児童支援員のほうは市の会計年度任用職員でありまして、国の回答では、公の施設の場合はほかの職種の給与との均衡等の観点から補助基準額を下回る額での改善も可能であるとなっております、今回は3%という観点ではなくて、同

じ給与表のほかの職種の方と比較して、可能な範囲で上位の俸給まで引き上げることとした結果、1人当たり法定福利経費を含めまして7,200円から7,500円程度の改善を予定しております。賃金に反映されるのは6,400円から6,700円程度と見込んでおります。

あと、市からいつ法人に支払われるのかというところですが、保育所や認定こども園に対しては2月、3月分を3月25日に支払うことを予定しております。あと、児童館については、3月末締め翌月の最終金曜日に利用事業費を払うことにしておりますので、児童館は4月28日を予定しております。あと、市の会計年度任用職員のなかよし会の方々には、2月、3月分を4月の給与で払うことにしております。

各施設から職員に対する支払い方も、保育所と認定こども園は必ず3月中にお支払いをしていただくことにしております。

◎20番(石田 久委員) コロナ禍の中で、保育士とか各職場の方は肉体的にも精神的にも疲れる中で、それでいろいろな形で子供たちがコロナになったりする中で、本当に職員の人たちに対しては今回の手当というか補助金は必要だと思うのですね。そういう中、今後も補助金の全額を賃金に充てるとか、しっかり把握していただきたいと思っています。

そのためには、法人の給与規程とか改定が出されたとか、支払ったものを賃金台帳などでしっかりしていないと、本当に保育士とか働いている人にきちんと払っているのかというところまでやっていかないと、違うほうに予算が回ってしまう可能性がある、その辺、市のほうでしっかりしていただきたいと思います。

◎9番(千葉 浩規委員) 私からは、木村委員が質問しました予算書10ページの7款1項6目の星と森のロマントピア指定管理料追加と10款4項

10目のれんが倉庫美術館等指定管理料追加についてです。

コロナでそれぞれ収入云々ということがあったのですけれども、同時に、支出のほうはどうなっているのかということがちょっと気になるので質問しますけれども、それぞれについて、令和3年度についての指定事業支出の計画と実質見込み、それぞれどのような数字なのか答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 先ほども御答弁しましたけれども、支出では、当初計画で2億711万6000円を見込んでおりましたが、実績では2億3481万8000円を見込んでございます。

それから、収入では、当初計画で2億488万2000円を見込んでございましたが、実績といたしまして2億1993万3000円を見込んでいるというところでございます。

◎都市計画課長（福士 一之） 今年度の支出の見込みは1億9620万4000円となっております。収入の見込みは1億3717万9000円となっております……。

すみません、もう1点、もう一度お願いします。

◎9番（千葉 浩規委員） 単純な話なのですが、令和3年度の指定事業支出について、計画と実質見込みの金額を単純に教えていただければいいのです。

◎都市計画課長（福士 一之） 先ほど、実績のほうは言ったのですけれども、令和3年度の計画の収支について説明いたします。

収入の計画は1億5116万5000円となっております。支出のほうは、令和3年度の計画は1億9730万4000円となっております。

◎9番（千葉 浩規委員） 数字がよく分からなくて申し訳ないのですけれども、単純に、令和3年度のそれぞれについてですけれども、指定事業

支出についての計画と見込みはそれぞれどうだったのでしょうか。プラスだったのでしょうか、それともマイナスになってしまったのでしょうか、はっきりと答えていただければいいのですが。

◎委員長（工藤 光志委員） ちゃんと聞いてねばまねよ。計画は何ぼで、実質収入は何ぼで、その差額が何ぼであったかということを知っている。分かっているか。聞かれている意味は分かっているのか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 大変申し訳ありませんでした。

当初計画の中に、ちょっと項目立ててお話ししたいと思います。指定管理料については5148万3000円、これは当初計画どおりの金額を今支出しております。利用料金収入、宿泊代で入ってくるのが1億4159万9000円を見込んでおります。そのほか、支援制度の収入、国から県、これが約1180万円入ってきますので、トータルの計画としての収入が2億488万2000円ということになってございます。

◎9番（千葉 浩規委員） そんな面倒くさいことを知っているのではなくて、収入については、木村委員にもう答弁していますので、木村委員のところでもう既に答弁しているかもしれないけれども、支出というところでどうだったのかということを確認をしたいということで質問をしているのです。

単純に言うと、令和3年度の指定事業の支出について、計画よりも実質見込みのほうが多かったのかどうかということだけをそれぞれに知っているのです。いろんな数字を述べられても、ちょっと計算ができるわけではないので、二つを比べてマイナスなのかプラスなのかという、それだけを聞いているのです。

◎観光課長（早坂 謙丞） 大変申し訳ございません。

支出の部分です。当初、黒字を見込んでの計画を立てておりましたので、4月で16万7000円の黒字を見込んでおりましたけれども、結果として、今回補正する約1287万1000円がマイナスになるということでございます。

◎都市計画課長（福士 一之） すみません。説明が不十分でした。

令和3年度の支出の当初の計画と令和3年度の支出の実績見込みについて言います。まず令和3年度の支出の当初の計画は1億9730万4000円となっております。令和3年度、今年度の支出の実績見込みは1億9620万4000円となっております。大体100万円程度、支出が下回るといふ見込みとなっております。

◎9番（千葉 浩規委員） こちらから数字を言いますので、これでいいのかどうなのかということだけ答弁をお願いします。

まず、星と森のロマンピアについては、令和3年度指定事業支出について、計画では2億711万6000円で、実質見込みが2億3481万8000円。れんが倉庫美術館については、令和3年度指定事業支出が1億7693万4000円、実質見込みが1億9620万4000円です。よろしいのでしょうか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 委員おっしゃったとおりの数字になってございます。大変失礼しました。

◎都市計画課長（福士 一之） 千葉委員がおっしゃるとおりです。（「これでいいですね。今までは全部、答弁漏れがあったので……」と呼ぶ者あり）

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか（「いや、さっきのは確認です」と呼ぶ者あり）もう3回答弁している（「いいですか」と呼ぶ者あり）これ最後に、最後だよ。

◎9番（千葉 浩規委員） それで、結局は支出について計画よりも実質がやっぱり増えていると

いうことなのだけれども、収入のほうはコロナの影響もあるからということで減ることはあるのかなとは思いますが、支出のほうについては、私は何も知識がないので、本来計画どおりに支出があるものだなと思うのだけれども、どうして見込みのほうが多くなったのかというところを単純にお聞きしたいということです。

◎観光課長（早坂 謙丞） 支出が増えている主な要因は、年度当初から順次人員を整理することにしておりましたが、雇用調整助成金が延長になったことで、雇用調整助成金を活用して、それが人件費として支出したことで約2670万円増えたこと、加えて、燃料費の高騰で約200万円増となっておりますので、様々な経費削減分を含めてトータルで、先ほど委員が申し上げた約2770万2000円の増となっているものでございます。

◎都市計画課長（福士 一之） 今年度の支出が膨らんだ理由についてです。

指定管理者は、展覧会の企画、それに付随しますイベントを含めた展示内容を見据えまして、常に数多くの作家やギャラリーと折衝している状況にありまして、その中で、毎年度、折衝で得られた美術作品から展覧会の企画や、また展覧計画を立てる作業をしています。

今年度、令和3年度の展覧内容につきましては、美術館の整備段階から準備を進めていたもので、また、令和2年10月には今年度の展覧内容が確定しておりました公表済みでありました。そのことから、作家やギャラリーとの関係性や信頼度を高めていくためにも、内容を変更することなく開催に至ったものと考えております。結果、支出が膨らんだというものです。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第6号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第6号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に5億5397万5000円を追加し、補正後の額を203億7559万7000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国9ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の5億5397万5000円の追加は、国民健康保険料一般会計からの繰入金基金利子を積み立てるものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

1款国民健康保険料の4億5349万4000円の増額は、所得の増加等による増収見込額と新型コロナウイルス感染症に係る減免見込額を相殺し、追加

するものであります。

3款国庫支出金の1454万4000円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免額に対する国庫補助金を追加するものであります。

4款県支出金の969万6000円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免額に対する県からの特別交付金を追加するものであります。

5款財産収入の2万9000円の追加は、財政調整基金利子を追加するものであります。

6款繰入金金の7621万2000円の追加は、事業費の確定等に伴い、一般会計繰入金に2億5901万円を追加するとともに、国民健康保険料の増収見込みに伴い歳入不足の財源としていた財政調整基金繰入金から1億8279万8000円を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 国2ページの国民健康保険料について、先ほどの説明では、4億5349万円は所得増とコロナというような説明がありましたけれども、具体的に所得増の階層、例えば商売をやっている方はコロナでほとんど収入が減っている中で、年金暮らしの方も増えていないと思うし、この辺の主な特徴についてお聞きしたいと思います。

それから、基金なのですけれども、基金の状況について前よりも増えているわけですけれども、基金が増えた主な理由、それと、今まで足した金額でいくとどのぐらいの基金残高になっているのかその辺についてお答えしてください。

◎国保年金課長（葛西 正樹） ただいま御質疑がございましたのは、所得の増加の要因の事業別ということだと思いますのでお答えいたします

と、主なものとして農業所得と営業所得についてお話しさせていただきますが、令和2年度の農業所得が、国保に加入されて申告されている4,294世帯において49億7200万円程度であったものが、令和3年度におきましては、4,252世帯の農業所得の総額が76億9570万円程度ということで、約1.5倍程度と農業所得が非常に好調だったというところでございます。

ほかの営業所得に関しましても、持続化給付金が収入に算入されるといった要因がございまして、令和2年度の申告世帯3,673世帯に対する営業所得が44億1600万円程度であったのが、令和3年度におきましては3,708世帯で47億7500万円程度ということで、1世帯当たりの所得金額が営業所得においても若干増加しているというような状況でございます。

続きまして、基金についてでございます。

今回、基金の積立金は約5億5000万円の予定でございますけれども、予算編成は歳入と歳出を同額で予算計上することとなっております。保険料収入等の収入が増加になったというところと、国からの交付金等の確定で、歳入のほうが5億5000万円程度増額となっております。それと同額とする際に、他の支出等は不足が生じている分はございませんで、こちらは黒字になる予定でございますので、財政調整基金の積立金のほうに計上しているという状況でございます。

本年度は、9月補正におきまして6億5000万円程度既に積立しておりますので、基金の残高が約18億5000万円となっております。単純にこちらを足しますと24億円程度となる見通しではございますが、こちらの額は、今年度は3月まで積立するという処理は行わないで、ほかに不用額が生じますので、出納閉鎖までの収入等発生した全体の令和3年度の黒字額として今年の9月議会でまた補正いたしまして積立をする予定となっております。

います。

◎20番(石田 久委員) コロナ禍の中で農業所得が上がったということなのですけれども、具体的に、例えば田んぼを作っている農家の方とか、あるいは畑を作っている農家の方とか野菜とか、りんご農家の方もあると思うのですけれども、その中の主な特徴で、ここが一番伸びたとかというところではどうなのでしょう。例えば、今年りんご農家が景気がよくて高く売れたということですが、毎年とは限りませんので、その辺の特徴についてお答えしていただきたいと思っております。

◎国保年金課長(葛西 正樹) 農家がりんご農家なのか米なのかとかといった状況に関しては把握していないのですけれども、ただ、状況を見ますと、国保連で示されている1人当たりの保険料ということで資料がございまして、近隣の藤崎町とか板柳町でも軒並み10%から8%程度保険料収入が向上しているというような状況がございまして、恐らくりんご農家の収入が好調で農業所得全体を引き上げていると考えております。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認め

ます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第7号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第7号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から620万6000円を減額し、補正後の額を21億1951万3000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の620万6000円の減額は、青森県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、保険料負担金及び事務費負担金を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料の767万6000円の増額は、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に対応する歳入予算を増額するものであります。

3款繰入金の1396万4000円の減額は、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

4款諸収入の8万2000円の増額は、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に対応する歳入予算を増額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第8号令和3年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第8号令和3年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

介1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から5032万8000円を減額し、補正後の額を199億774万6000円にしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、地域密着型サービス整備等事業に係る経費などの追加2件と介護施設等感染拡大防止対策事業に係る経費の変更1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介8ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の5033万円の減額は、施設整備及び感染対策に係る補助金を減額するとともに、防災対策に係る補助金を増額するものであります。

4款1項基金積立金の2,000円の追加は、運用利子の確定見込みに伴い追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介5ページにお戻り願います。

3款国庫支出金の707万7000円の追加は、歳出の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金に係る負担金を追加計上するものであります。

5款県支出金の5740万7000円の減額は、歳出の地域密着型サービス整備等事業費補助金及び介護施設等感染拡大防止対策事業費補助金の減額に伴うものであります。

6款財産収入の2,000円の追加は、介護保険財政調整基金に係る利子を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 介8ページの地域密着型サービス整備等の事業費、先ほど、部長が2か所とか言っていましたけれども、具体的にはどこなのか。それと、どういう理由でこれが減額になったのか。

それから、介護施設等感染拡大防止というところがありますけれども、先ほど1か所というような説明でしたけれども、感染拡大の中で今、介護施設が大変な状況ですけれども、そういう中で1か所減額というのはどういうことなのかお知らせいただきたいと思います。

◎介護福祉課長（川田 哲也） まずは、地域密着型サービス整備等事業費補助金について御説明いたします。

こちらの具体的な事業者ということでしたので……地域密着型サービス施設整備事業のグループホームにつきましては、社会福祉法人若葉会で

す。また、小規模多機能型居宅介護事業につきましては七峰会となっております。

減額の理由につきましては、青森県の補助金を活用して整備することとした認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム事業所と小規模多機能型居宅介護事業所について、県からの内示により補助上限額の8985万3000円を計上しておりましたが、小規模多機能型居宅介護事業所を整備する予定の七峰会におきまして、既存の建物をそのまま利用することができると判断したことで補助申請を取り下げたこと、もう一つの理由として、開設準備に係る補助金の部分につきましても、そもそも9名の予定でしたが5人に縮小したことから、合わせてこの金額が減額補正となったものです。

次に、介護施設等感染防止対策事業費補助金につきましても、こちらも県の補助金の内示を受けて介護施設等が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための施設整備に対する補助金として8事業所、15事業について5328万円の補正予算を令和3年12月議会において承認いただいたのですが、その後、4事業所、7事業の取下げと3事業所、3事業の追加決定があり、その差額2045万1000円を減額補正するものです。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第9号令和3年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第9号令和3年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、給水戸数などの実績見込みにより、改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計補助金789万円を減額し、収入の合計を41億4996万3000円に改め、支出では、企業債利息や消費税及び地方消費税合わせて844万2000円を追加し、支出の合計を38億1481万3000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入では、一般会計負担金や一般会計出資金合わせて1347万8000円を追加し、収入の合計を17億3282万1000円に改め、支出では、企業債償還金501万4000円を追加し、支出の合計を29億1485万4000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は他会計からの補助金の額を改めようと

するものであります。

そのほか、水3ページから水13ページにかけては、実施計画などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第10号令和3年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第10号令和3年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、排水処理件数などの実績見込みにより改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計負担金の追加並びに一般会計補助金の減額により308万5000円を追加し、収入の合計を55億4509万9000円に改めようとするものであります。

下1ページから下2ページにかけての第4条資本的収入及び支出のうち、収入では、企業債、国庫支出金、一般会計出資金、合わせて1億7937万1000円を追加し、収入の合計を22億7144万4000円に改め、支出では、委託料、工事請負費、合わせて1億8689万8000円を追加し、支出の合計を45億8539万5000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は企業債の限度額を、第6条は他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下3ページから下14ページにかけては、実施計画などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第11号令和3年度弘前市病院事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第11号令和3年度弘前市病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込み、閉院に伴う財産処分及び清算に係る資金不足補填などによる所要額の補正をしようとするものであります。

病1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、年間患者数などの実績見込みにより改めようとするものであります。

病1ページから病2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、入院収益、外来収益などの減額と病院事業の清算に係る資金不足補填のための一般会計繰入金7億2433万7000円の追加などにより6億1504万円増額し、収入の合計を27億2332万1000円に改め、支出では、材料費の減額などにより1億3595万4000円減額し、支出の合計を29億1836万2000円に改めようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出は、閉院に伴う有形固定資産売却代金1592万3000円の追加による財源調整であります。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改め、第6条は他会計からの補助金の額を追加し、第7条はたな卸資産の購入限度額を改めようとするものであります。

そのほか、病3ページから病15ページにかけては、実施計画などを添付しておりますので御参照

くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、令和4年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計予算の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

予算審査に当たり、13名の委員から、議会運営申し合わせに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。

無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

次に、質疑通告をしていない委員の質疑は、通

告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

ただし、質疑通告者がいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく、一括して挙手の順で行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、予算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、モニターには、会派の残り時間を表示しますので、御参照ください。

以上でありますので、御協力方よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号令和4年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会事務局長（佐藤 記一） 1款議会費について御説明申し上げますので、50ページ及び51ページを御覧願います。

1項1目議会費は、議会運営に係る諸経費を計上したものでありまして、4億2496万3000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費を計上したものであります。8節旅費の1848万6000円は、本会議出席や一般行政視察などの議員等に係る費用弁償と職員に係る普通旅費を計上したものであります。10節需用費の762万5000円は、議会広報誌などの印刷製本費等を計上したものであります。12節委託料の501万4000円は、議会映像配信・会議録検索システム保守等業務委託料等を計上したものであります。13節使用料及び賃借料の424万9000円は、タブレット端末のレンタル料や会議システム利用料等を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金の1744万4000円は、全国市議会議長会負担金等のほか、政務活動費交付金を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

2款総務費の予算について御説明いたします。

51ページから54ページの1項総務管理費1目一般管理費は、19億4188万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は2億2963万6000円で、庶務事務システム更新業務委託料などを計上したものであります。13節使用料及び賃借料は3億3650万4000円で、共同クラウドシステム利用料などを計上したものであります。

54ページから55ページの2目広聴広報費は1億4151万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は2615万9000円で、広報ひろさきの印刷費などを計上したものであります。12節委託料は2257万4000円で、広報誌配送業務委託料などを計上したものであります。

55ページから56ページの3目財産管理費は4億3026万円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億7900万7000円で、庁舎管理に必要な清掃、警備業務に係る経費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は4613万2000円で、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金などを計上したものであります。

56ページから60ページの4目企画費は8億4444万8000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は6億2455万9000円で、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料などを計上したものであります。13節使用料及び賃借料は8851万1000円で、ふるさと納税ポータルサイト使用料などを計上したものであります。

60ページから61ページの5目支所及び出張所費は、岩木総合支所、相馬総合支所及び6出張所に係る管理経費で5億2491万5000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

12節委託料は3667万7000円で、岩木庁舎などの管理に必要な清掃、警備業務に係る経費などを計上したものであります。

61ページの6目車両管理費は、公用車に係る管理経費で8833万3000円となっております。

61ページから62ページの7目交通安全対策費は5475万9000円となっております。

62ページから63ページの8目コミュニティ施設費は、交流センター等の管理に係る経費で1億6362万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は3113万4000円で、各施設の光熱水費及び燃料費などを計上したものであります。12節委託料は1億416万8000円で、各施設の指定管理料などを計上したものであります。

63ページから64ページの9目住民自治振興費は、市民参加型まちづくり1%システム支援事業に係る経費のほか、町会等の支援に係る経費などを計上したもので2億5076万3000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は9986万8000円で、町会事務費交付金などを計上したものであり

ます。

64ページから65ページの10目地籍調査費は、国土調査法に基づく地籍調査に係る経費で6050万8000円となっております。

65ページの11目諸費は、市税還付金などに係る経費で6030万円となっております。

65ページから67ページの2項徴税费1目課税费は、市税の賦課事務に係る経費で4億5508万9000円となっております。

67ページから68ページの2目徴収費は、市税の徴収事務に係る経費で2億8670万3000円となっております。

68ページから69ページの3項1目戸籍住民基本台帳費は、市民課職員に係る人件費のほか、戸籍住民基本台帳事務に係る経費で3億9455万7000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億586万7000円で、市民課窓口業務等業務委託料などを計上したものであります。13節使用料及び賃借料は1862万7000円で、戸籍総合システム借上料などを計上したものであります。

70ページの4項選挙費1目選挙管理委員会費は4348万円となっております。

2目選挙啓発費は34万1000円となっております。

71ページの3目弘前市長選挙及び弘前市議会議員補欠選挙費は7046万6000円となっております。

71ページから72ページの4目参議院議員選挙費は8241万7000円となっております。

72ページの5目青森県議会議員選挙費は2749万5000円となっております。

72ページから73ページの6目弘前市議会議員選挙費は845万9000円となっております。

73ページの5項統計調査費1目統計調査総務費は、統計業務に係る職員の人件費と市統計調査員

の報酬などに係る経費で883万2000円となっております。

74ページの2目委託統計調査費は、令和4年就業構造基本調査などの委託統計調査に係る経費で554万円となっております。

74ページから75ページの6項監査委員費は6743万3000円となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時54分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本款につきましては、8名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、嚶鳴会。

◎4番（齋藤 豪委員） トップバッターでいささか緊張しておりますけれども、よろしく願います。

2款1項4目、57ページ、59ページ、60ページ、61ページに書いております、地域おこし協力隊について何点か質問させていただきます。

これまでの隊員は何名おられたのか、どういふふうな活動をされてこられたのか、その活動が市としてどのように関わってこられたのかお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 本市における地域おこし協力隊の導入ですけれども、平成27年度に相馬地区に2名の隊員を受け入れたことから始まりまして、令和4年1月末現在で、これまでに受け入れた市直接雇用の隊員は、累計19名となっております。現役の隊員というのは、今6名となっております。

活動内容につきましては、岩木地区、相馬地区

など、地区配属の隊員については、農産物の加工品、地場産品の開発、地域資源を活用したイベントの企画等地域のブランディング、情報発信などを行っておりまして、過去には、全国から集まった1,000枚のこぎん刺しをつないだタペストリーの制作ですとか、岩木地区の温泉資源の活用などによる観光振興の活動などがなされております。また、伝統工芸の分野におきましては、津軽打刃物職人の後継者候補として技術習得、それから伝統工芸のPRを行う隊員2名も受け入れたところ です。

現在の現役隊員の取組としましては、東目屋地区JA青年部など、地域住民と連携したりんごのブランディング、首都圏のスーパーへの新たな販路拡大、それから相馬地区のほうでは手すき和紙とねぷた絵を活用した商品開発といった地域資源の掘り起こしなど、各地区の関係者、行政も一緒になって連携しながら活発に活動を行っているところ です。

◎4番(齋藤 豪委員) これまで19名の方が来られて、今現在6名の方が活動されているということで、地元にいれば、なかなか目に触れられない、着目できないところとか、そういう方が来てくれることによって様々な刺激にもなったり、いろいろな事業展開にもなったり、つながっていくものと思うのですけれども、活動されていく方々から、何か市に対しての要望とか寄せられておりますでしょうか。お聞かせください。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 活動の上では、日常的に活動に係る相談をしやすい環境づくりというものを言われております。サポート体制の充実ということで、現状でもアドバイザーを配置したり、担当課のほうで意見を聞いたりというところの相談は可能なのですけれども、それだけでなく、今後も定期的にミーティング等をするなど、より隊員が活動しやすい体制を整えていきたいと

思っております。

あと、日常生活につきましては、Uターン者については雪は慣れているのですけれども、やはり東北、北海道以外の地域から着任した隊員からは、冬季の雪が大変だという声があるのですけれども、協力隊の皆さんは地域に入り込んでいるというところがありますので、地域の方たちがサポートしてくれているといった話も聞いていて、私どももありがたいなと感じているところです。

◎4番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

こういうふうな、他県からとか周りから来てくれるということは、弘前市にとっても大いに有意義なことでありまして、地域の人とこういうふうに関わってくれるということも、非常に地域の活性化につながってよいことだと思われまますので、今後とも、継続のほうをよろしくお願いします。

次に、2款1項4目、58ページですけれども、ふるさと納税について何点かお聞きします。

納税額に見られるとおり、委託料が随分増えております。この要因についてお聞かせください。また、増えたことによる取組、どのような取組をされてきたのかお知らせください。

◎広聴広報課長(土岐 康之) ただいまのふるさと納税に関する御質問、ふるさと納税は、予算書のほうでは委託料の部分があるかと思いますが、そちらが一番大きい金額ですので、そちらから説明させていただきますと、業務委託料のほうは、返礼品の受発注、寄附者情報の管理のほか、寄附者からの問合せ対応に係る業務を委託するもので、その内訳としましては、返礼品の代金と送料のほか、寄附者の関係書類の発送に係る郵便代、事務手数料などとなっております、寄附の件数、寄附金額の増加に伴い増加しているものです。

令和4年度の当初予算のほうでは、令和3年度

の1年間の寄附見込みを基に歳入歳出を算定しているもので、今年度は当初予算の見込みを大きく上回る寄附の申込みが続いたため、二度の増額補正をさせていただいております。補正後の歳入の予算額は約11億2000万円と、当初予算に比べまして約50%の増額となっております。

寄附が増えた要因としましては、返礼品で選ばれる割合が最も多いのがりんごの生果、りんごの関連商品もありますけれども、こちらで約8割くらい選ばれておりまして、昨年度にも増して50%増えたというところでは、今までりんごを返礼品で選んで、食した寄附者の方が再度申し込まれて、なおかつほかの方にも送ったりとか拡大したり、そういう様子を見て新規の方も寄附をなさっていることが大きいかと思えます。こちらの寄附額が今年度増えたことで、来年度の予算額に関しても増やしておりまして、委託料のほうも5億円以上という大きな金額となっております。

今後の取組というところでいきますと、まず今年度に関しましては、新たに市内をめぐる観光ツアーや弘前市シルバー人材センターが行う空き家の見守りなどの各種サービスを返礼品として新たに取り扱うなど、全国の寄附者の皆様に弘前に興味を持っていただけるような取組を実施しております。

今後も全国の皆さんに当市に興味を持っていたいで、弘前ファンになっていただけるような取組を継続して、交流人口の増加や観光産業をはじめとした地域経済全体の活性化につなげてまいりたいと思えます。

今、寄附が大分増えておりまして、件数的にも8万件を超えるほど大変多くなっておりまして、今後の課題としては、寄附された方の満足度を高めることにも留意して進めていきたいと思っております。

◎4番（齋藤 豪委員） 非常に寄附額が増えた

ということで、まさに右肩上がりが増えてきているわけで、さらにまた今年度もというような期待も膨らむわけですけれども、先ほども何点か紹介されましたけれども、やはり納税をいただいた方に、それがどのように使われているかとかというようなフィードバックも必要かと思われまます。また、そういう納税をしていただく方との関係性を構築していくことも、弘前市に対する思いを頂くことには非常に重要かと思われまます。そういう中で、今後とも取り組んでいただければと思いまます。

次に、2款1項9目、64ページでございます。市民参加型まちづくり1%システムの補助金について質問させていただきます。

この補助金ですけれども、令和4年度の予算が2800万円ほど計上されておりますけれども、令和3年度の申請件数は何件ほどあったのか。また、令和3年度はコロナウイルス感染症による影響があったかと思われまますけれども、そんな中でどのような実績があったのかお知らせください。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） ただいまの御質問ですが、令和3年度の申請件数等はどのくらいあったかということですが、令和3年度の申請状況についてですが、一般部門につきましては、1次募集から3次募集までで申請件数が42件、申請金額が1568万1000円となっております。また、審査会を経て採択、交付決定された件数が41件、交付決定額が1472万1000円となっております。

一方、スタート部門につきましては、2次募集から申請受付が始まりまして、申請件数が5件、申請金額が19万8000円となっております。採択件数、金額も同様となっておりますが、交付決定につきましては、採択後に1件、交付申請を辞退したことから、交付決定件数が4件、交付決定金額が14万8000円となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症による影響があったかということでございますが、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年度以降は、申請件数が減少しております。

新型コロナウイルス感染症流行前の平成27年度から令和元年度までの一般部門の申請件数の平均が71件ございましたが、令和2年度は申請件数が55件となっております、16件減少しております。また、令和3年度におきましても申請件数が42件となっております、29件減少しております。

さらに、令和3年度におきましては、交付申請後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を中止したり、事業内容を変更したものがございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

コロナの影響を受けたということで、私の地元でも、これらの支援金を活用させていただいた事業がありましたが、やはり中止になった経緯もございます。

そこで、1%システム支援補助金を活用した事業の中で、これはなかなか評価が高い事業とか、ほかの団体もこういうのをやっていけばいいのではないかというような注目すべき事業とか、もしありましたらお聞かせください。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） ただいまの御質問ですが、1%システムの支援補助金を活用した事業につきましては、審査会において一定の評価を得て採択されているものですが、その中でも、対外的に評価を得ている事業といたしましては、令和元年度の第13回キッズデザイン賞優秀賞、これは消費者担当大臣賞なのですが、を受賞しましたおしごと体験広場キッズハローワーク実行委員会のおしごと体験広場キッズハローワーク事業や令和3年度の第13回ふるさとあおもり景観賞最優秀賞を受賞しました、乳井町おこし協力会

による乳井区域内放棄地の環境整備と美化活動や弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会による弘前仲町地区町並み保存事業などがございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

それこそコロナで疲弊している御時世ですので、こういう事業を大いに宣伝していただいて、予算も十分に措置してありますので、こういうような事業を大いに広めて地域の活性化に一役かっただけでなく、御尽力くださればと思います。

次に、2款3項1目、69ページになります。マイナンバーカードについてであります。

マイナンバーカードについては、先日、一般質問で外崎委員が取り上げておられましたので、大部分のところは一般質問の中で聞きました。

当市でも、マイナンバーカードの普及に取り組んでこられたことは分かりますけれども、先般、国においてマイナンバーカードの利便性を高めるために、健康保険証とひもづけしたり、金融機関ともひもづけというような報道もなされております。果たして、健康保険証としてひもづけして医療機関で使えるようになることがどのように使う方にメリットをもたらすのか、その辺についても御存じであればお知らせください。

◎市民課長（蒔苗 元） マイナンバーカードの健康保険証利用は、昨年10月から本格運用が開始され、現在、国のマイナポイント事業第二弾を通じて利用を促進しているところであります。

保険証利用の主なメリットとしましては、利用可能な窓口を設置される顔認証のカードリーダーというものがございまして、こちらによる受付で医療保険の資格確認が可能になることと、本人が同意すれば、特定健診の結果や処方された薬剤の情報について医療機関や薬局での閲覧が可能になるということと、あとは、利用可能な医療機関や薬局で限度額以上の一時払いといった手続が不要

になるということなどが挙げられております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。
す。

医療機関で保険証として使えるということで、多くの方に登録を進めていただければと思うのですが、利便性がよくなるということをしてはどのように市民に周知させていくおつもりか、手だてがありましたらお知らせください。

◎市民課長（蒔苗 元） マイナンバーカードの普及につきましてですけれども、国は令和4年度末までにほぼ全ての国民に行き渡らせるということを目指して、その取組の一環として、今月中旬なのですけれども、カードを所有していない75歳以上の方、約2万人いらっしゃいます、その方に対して、後期高齢者医療広域連合のほうから交付申請書の案内が送付される予定となっております。

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、職員が職場や町会などに出向いて、マイナンバーカードの申請を受け付けする出張申請受付のほうを行って申請しやすい環境を整えるほか、カードの安全性や利便性について分かりやすく丁寧に説明しながら普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。
す。

75歳以上の後期高齢者ということで、なかなか年代別に見ても足が重い方たちばかりだなという印象がありますけれども、ぜひとも、普及率を高めるために頑張っていただきたいと思います。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、木揚公明。

◎11番（外崎 勝康委員） それでは、2款1項1目12節、52ページ、防犯用品製作(防犯カメラ)に関してお聞きしたいと思います。

初めに、来年度予算が令和3年度に比べて大分

少なくなっております。そういった理由も含めて、概要、目的に関してお聞きいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず最初に、防犯用品製作業務委託料の概要についてお答えいたします。

防犯用品製作業務委託料でございますが、今年度、防犯カメラを設置した東地区における防犯意識の啓発に向けた新たな取組として、令和4年度は防犯ステッカー、横断幕、車両用マグネットを製作し、東地区の事業者に対して設置の協力を呼びかける予定としているものでございます。

東地区では、防犯カメラの設置要望を受けまして、令和2年度に地域の皆さんとの協働で現地調査とワークショップを実施して、設置の候補、箇所を選定し、今年度、設置工事を経て、昨年11月29日から防犯カメラの運用を開始するとともに、無理なく続けられる、ながら見守りの取組を開始いたしました。防犯カメラのハード面とながら見守りのソフト面を組み合わせた新たなモデルケースの取組として、東地区の安全安心な地域づくりに取り組むというところでございます。

事業費が減った理由としては、今年度、防犯カメラの設置工事費がございましたので、その分が減額になったというものでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） ありがとうございます。
よく分かりました。

次に、私、よく市民の方から防犯カメラをつけてくれという要望等があつて非常に困っているのですけれども、皆さんのほうに市民からこういった要望等があるのかお聞かせいただければと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 防犯カメラの設置要望の要望内容ということでございますが、平成26年度、弘前大学周辺に設置以降、市政懇談会で計5件の防犯カメラに関する案件が出されてございます。

内容については、平成28年度に、向外瀬町会から学校周辺、それはどこの学校ということではなくて、全ての学校周辺に防犯カメラを設置できないかという案件、また、平成30年度には、大久保町会から通学路のほうに設置できないかというような案件がございます。その後は、令和元年度が2件、令和3年度は1件となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) それでは、現在、市内の防犯カメラの設置数というのはどの程度あるのか。また、将来的にどの程度まで増やす予定か。今、分かっている範囲でいいです。そういう予定があればお知らせください。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 最初に、市内の防犯カメラの設置数ということでお答えいたします。

市が設置している防犯カメラは、弘前大学周辺に20基、東地区に12基、市立小中学校に94基、都市公園の一部に8基の合計134基となっております。そのほか、防犯協会が設置する防犯カメラや商店街やコンビニ等の民間事業者が個別に設置している防犯カメラもございますが、その数については把握しておりません。

次に、今後の市の防犯カメラの設置に対する考え方ということだと思いますが、先ほど答弁いたしましたとおり、東地区の取組は、市の安全安心な地域づくりのモデルケースとして、設置後おおむね5年間にわたり犯罪発生状況、警察への画像提供実績、ながら見守り参加者数等の推移から防犯カメラの設置効果を検証することとしております。設置効果の検証結果を基に、他地区への防犯カメラの新規設置について検討していきたいと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 最後に、カメラ1基幾らぐらいかかるのか。そして、カメラの管理方法に関してお聞きしたいと思います。

◎市民協働課長(高谷 由美子) まず、カメラ

の金額についてでございます。

東地区に設置した工事費のほうで説明させていただきます。設置の費用の総額は、工事費を込みまして約523万円で、1基当たり約43万5000円でございます。これは、弘大周辺につけたときよりも安くなってございます。

次に、管理運営についてでございますが、カメラのハード面の管理運営ということではよろしかったでしょうか。「何でもいいです」と呼ぶ者あり)カメラを設置した後は、特段、管理費というところは電気代が月1台当たり1,000円程度となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。

カメラの管理というのは、ある意味ではデータの管理とかいろいろなことがあると思うので、それはもう今日はいいです。

次に移りたいと思います。

2款1項3目、55ページ、公共施設マネジメントの推進事業についての質問です。

この予算も、来年度予算が本年度に比べて大幅な減になっているということで、その理由をお聞きしたいと思います。

◎管財課長(工藤 浩) 減額の理由ということでございますけれども、令和3年度におきましては、市が所有する公共建築物の劣化状況を調査するための予算として、公共建築物劣化状況調査業務委託料330万円を予算計上しておりましたが、令和4年度予算におきましては、この分が減額となっております。そのため、令和3年度予算に比べて大幅に予算が減少したものであります。

なお、劣化状況調査は、おおむね3年に一度の実施を想定しております。

◎11番(外崎 勝康委員) FM関係に関しては、私も今まで一般質問でもいろいろ述べさせていただきました。やはり大事なものは、20年、30年、50年先と、弘前の公共施設をどう管理するか

ということをきちんと決めていく、構築する重要な事業であると思います。

そして公共施設は、年々老朽化していきます。そういう意味では、トータル的な総合的なFMの構築というのは速やかに行っていく必要があると思うのです。そういう意味では、毎年、来年度は来年度でやらなければ駄目なことはたくさんあると思うのですよ。そういう意味で、今回これだけ予算が減ったということに対して、私は非常に問題あるなという思いで今回質問させていただいております。

例えば公共施設の場合、ただ悪くなって改修していった場合、コストは、あくまでもイニシャルとランニングの両方を合わせた考え方がFMの考え方ですので、そういうイニシャル、ランニングコスト合わせて、例えば50万円かかる施設があった場合にきちんとしたFMをやっていくことによって30万円で収まっていくということも十分あり得ます。

ですから、そういう意味では、FMをきちんと構築することの重要性を非常に感じておりますので、やはり予算の大幅減というのは非常に私個人としては問題があるのではないかなという思いで今回質問しております。その辺いかがでしょうか。

◎管財課長（工藤 浩） 予算減についての考えということでございますけれども、各施設の整備等具体の事業に係る予算につきましては、各施設所管課におきまして予算計上しているため、令和3年度のような老朽度調査を実施する年度や計画を策定・更新する年度を除きましては、管財課といたしましては事務費を主な経費として計上しているため、現状、ファシリティマネジメントを推進する予算といたしましては、事務費といたしましては必要分を確保しているものと考えております。

今後につきましては、必要な予算を適宜確保して、事業を推進してまいりたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私がお聞きしたいのは、ファシリティマネジメントを進める上で、来年度はこの予算で本当に進めていけるのかどうかという考え方をお聞きしております。

本当にこの予算で弘前市の、先ほど言ったように、20年、30年、50年先の公共施設の総合的な、ありとあらゆる検討が必要ですよ。人口の問題から、例えば学校であれば、将来的には学校を複合的な施設としていくとか、今、石川でやっていますけれども、そういったあらゆる角度から検討していかないと、ファシリティというのは成り立っていかないと思うのですよね。

その辺を含めて、来年度はこの予算で本当によいのか。それとも、今後さらに検討して、行政としては、今回は計上していないけれども、将来的にもうちょっと考えてしっかりやっていきたいのだとか、その辺の方向性だけでもいいので、少しお話ししていただければなと思います。

◎管財課長（工藤 浩） 外崎委員のお考えはごもっともだと思っております。

令和4年度におきましては、令和3年度で改定いたしました弘前市公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設総量の適正化、適正配置、それから施設の長寿命化、維持管理費の縮減といった三つを柱に取り組んでまいりたいと考えております。

公共施設個別施設計画に掲げました取組の着実な進捗を図りながら、あらゆる施策を駆使いたしましてファシリティマネジメントの一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） とにかく、マネジメント、弘前市はかなり遅れています。このままでは大変なことになります。本当に、将来的に間

違いなく何百億円とかかかっていく公共施設です。そういう意味では、今からきちんとやっていかないと、弘前市民に全部それが負担となっていくのです。ですから、それを回避するためにも、また弘前市民の満足度を上げていくためにも、社会的責任を市として行っていくためにも、ぜひともマネジメントの推進に関しては、もっともっと皆さんの力を結集していただきたいなということを強くお願いしたいと思います。

それでは、2款1項4目、58ページ、弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業に関してお聞きします。

初めに、概要と今までの成果、それを含めて来年度の効果、目標などありましたらお知らせください。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） まず、概要についてお答えしたいと思います。

ひろさき広域出愛サポートセンターは、結婚を望む独身者へ交際、結婚のきっかけとなる出会いの場の提供を目的に、会員登録制の1対1のお見合いの支援を実施しております。

平成26年度、弘前市民を対象にひろさき出愛サポートセンターの運営を開始しておりますけれども、平成29年度から圏域の定住自立圏の8市町村を対象を拡大いたしまして、圏域全体で婚活事業を展開しております。より多様な出会いの場が提供されていると考えております。

会員資格のほうですけれども、20歳以上60歳未満の独身者ということで、圏域に在住、または結婚後、圏域に住む意思のある方で、登録は無料となっております。現在の登録者数でございますけれども、令和4年2月末現在で、男性が185名、女性は104名、合計で289名となっております。全体の4割が30歳代ということになっております。

お見合いまでの流れといたしましては、会員自らが登録会員のプロフィールを見て、会ってみた

い異性を探す方法と、出愛サポーターというお見合いの立ち会いなどを行うボランティアの方が引き合わせたい方を探す方法の二つがございます。いずれの場合も、双方の合意がなければお見合いすることができないという仕組みになっております。

続いて、成果でございますけれども、平成26年度の事業開始以降、これまで26組の成婚実績が出ております。平成29年度以降に広域化を開始しておりますけれども、それ以降は21組となっております。そのうち半数の10組が異なる市町村在住の方の成婚ということになっておりまして、広域で事業に取り組む成果というものが現れてきているのかなと思っています。

今後ということでございますけれども、現状としましては、登録会員のさらなる拡充といったところを考えたいなと思っています。それから、やはりまだ男性会員と女性会員の比率というのが非常にございまして、この辺の改善ということも考えたいと思っています。

それから、昨今、いろいろコロナの影響で婚活のイベントであったりお見合いといったものが中止になっているという状況にありますので、こういったものをしっかり様々な手法、例えば双方の合意があればオンラインでのお見合いというものも考えながら実施できればなと思っていますのでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） よく分かりました。ありがとうございます。

私が思った以上に成果を上げているということで、非常にうれしく思います。

それで、どうしてもこういう出会いということなので、何かトラブルとかというものはないのかお聞かせいただければと思います。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） お答えいたします。

これまで、お見合いに関するトラブルといったものは認識はしてございません。なかったものと認識しております。

これは、サポートセンターの運営におきまして、会員登録時に、本人確認のほか、個人情報の保護、それからストーカー行為の禁止について誓約書というものを全員に御提出していただいております。

それから、先ほど概要のほうでも触れましたけれども、お見合いの際には、必ず出愛サポーターの方が立ち会う仕組みとなっております。それから、お見合いの際には、お互いニックネームを使うといったこと、それからお見合い実施後に双方の合意がある場合に限ってサポーターを通じて連絡先の交換をするといったことなど、トラブルを未然に防ぐための対策を徹底的に行っております。行政が運営することによる安心感といったものを提供できているものと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。個人情報をしっかり保護しているということですね。

最後に、最近、マッチングアプリということで、随分テレビ等でもマッチングアプリでカップルになったとかいろいろあります。それに関して、今回の出愛サポートとの絡みとといいますか、どんな認識をしているのかお聞かせいただければと思います。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) 出愛サポートセンターでお相手探しの際には、限られた営業時間でセンターに来所していただく必要があります。マッチングアプリでは、スマートフォン、パソコンで365日、24時間、お好きなタイミングでお相手探しができるという利便性の高さがあると思います。

一方で、サポートセンターは、先ほど申し上げましたけれども、お見合いに立ち会う出愛サポ-

ーターの存在というのが大きな特徴となっております。会員のほうからは、二人で会うのは緊張するけれどもサポーターの存在が大きな安心感につながったといったような声も聞かれておまして、出合いを応援する人の温かみのある支援に高いニーズがあるものと考えております。

また、マッチングアプリは、全国にいる多くの登録者から理想のお相手探しができるといったところですが、その一方で、サポートセンターでは、登録者が圏域在住、または将来住む意思のある方に限られておりますので、結婚後も地元に住み続けられるメリットがあるものと考えています。

実際にサポートセンターの登録会員の中にも、マッチングアプリを御利用されている方がいらっしゃいます。サポートセンターとマッチングアプリ、それぞれに利便性だったり安心感などの特徴、それから有料、無料といった違いはありますので、御自身に合うサービスを選択、あるいは併用していただいて結婚につながる活動をさらに広げていただき、圏域内で新たな家庭を築いてほしいなと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。

それでは、2款1項9目、64ページ、市民参加型まちづくり1%システム支援事業についてお聞きします。

初めに、この事業は来年でちょうど12年目の事業になると伺っております。様々な御苦勞とかあったと思いますが、どのような感想を持っているのかをお聞きしたいと思います。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) 市民参加型まちづくり1%システム事業は、少子高齢化や人口減少が続く中、住民の生き方、価値観が多様化していることから、これまでの行政主導のまちづくりでは限界が来ていると考えられたこと、また、市民のニーズに応えるためには、市民と行政

がそれぞれの強みを生かして役割、機能を分担して協働によるまちづくりを推進することが求められており、町会やNPO法人などといった市民活動団体の活動を活発化する必要があったことから、地域の課題解決や活性化のための活動を支援するため、創設された事業でございます。

平成23年度に制度が創設されて以降、令和3年度までの11年間で588件の事業が採択されております。採択事業の活動分野は、福祉、社会教育、文化、健康づくりから環境、商工業、産業、人材育成、地域コミュニティなど多岐にわたっており、市民が地域の課題解決や活性化について考え、主体的に取り組んでいる状況が広がってきているものと感じております。

しかしながら、令和2年度から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を安全に実施することが難しい環境となったことから、残念ながら、申請件数は令和2年度、令和3年度と減少しております。

こういった中においても、オンラインの活用や三つの密の回避などで新しいアイデアを取り入れ、創意工夫を凝らしながら積極的に活動されていることから、今後も本事業を通じ、市民自らが実践するまちづくり、地域づくり活動を支援してまいりたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。何とかまた、さらにしっかり頑張っていただきたいなと思います。

それで、この1%システムをきっかけに、市が関わった事業などありましたらお聞きします。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） 市が関わることになった事業ということですが、平成23年度に1%システムに採択され、平成24年度から市の事業として予算化されました弘前市市民後見人養成研修や、平成26年度から29年度までに採択され、平成30年度から市の事業として予算化されま

した過疎地域スポーツ推進事業、平成30年度から令和元年度に採択され、令和2年度から市の事業として予算化されました冬に咲くさくらライトアップがございます。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

さくらライトアップは、本当に、我が公明新聞の全国版の1面にも載せていただきまして、大変に感謝申し上げたいと思います。

それで、来年度、特に取り組みたいことがありましたら、その辺の御所見を伺いたいと思います。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） 来年度ですが、初めての団体が申請しやすいように、補助金額を5万円に抑える代わりに、申請手続を簡素化したスタート部門を令和3年度から実施しておりますが、令和4年度は、新規団体の掘り起こしや自主的に活動する人を増やしていくため、この制度を広く周知し、多くの団体に活用していただきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

それでは、2款3項1目、68ページ、おくやみコーナーに関してお聞きしたいと思います。

来年度、予算が大きく拡充しております。その内容と理由を伺います。

◎市民課長（蒔苗 元） おくやみコーナーは、昨年7月、死亡後に必要な各種手続につきまして、御遺族をサポートする専用窓口として開設し、1日当たり4枠の予約制による受付を基本としてサービスを提供してまいりました。

令和4年度予算での拡充内容は、会計年度任用職員を増員しまして、1日当たりの予約枠について、現在の4枠から6枠に増やすために必要な人件費等を計上するものでございます。

拡充の理由につきましてですが、事業の周知に伴いまして、予約枠の埋まる日が多くなってきて、希望の日時が利用できない方につきまして

は、別の日時で対応せざるを得ない状況が見受けられるようになってきました。このため、今回の拡充によりまして、こうした事態にも適切に対応して、サービスの充実と円滑な事業の運営を図ろうとするものでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

おくやみコーナーの窓口の業務は、どこまでやっていただけるのかお聞きしたいと思います。

◎市民課長（蒔苗 元） おくやみコーナーでは、御遺族からの聞き取りした内容につきまして関係課と情報を共有して、必要な手続を絞り込みます。その後、申請の作成の補助をしてございます。このことから、御遺族の手続時間や待ち時間の短縮、必要な手続が分からないといった不安感の解消、また、申請書を何度も記入するという負担の軽減につなげてございます。

また、年金に関する手続とか保険証の回収など、利用が多い手続につきましてはワンストップで対応しているほか、予約がない場合につきましても、必要な手続を絞り込んで関係課へ案内するというような形で柔軟に対応してございます。

このほか、コーナーの開設に合わせて、死亡後に必要な手続や市役所以外の手続などをまとめました、おくやみハンドブックというものを作成して配付して、事業の周知に努めているところでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） それで、窓口に来る遺族の方というのは、やはり本当につらい思いで来ている方も多くいると思います。そこで私が大事だと思うのは、丁寧で温かい関わり合いといたしますか、言葉がけが非常に大事だと思うのですよ。そういう意味で、そういった対応に対して日頃から研修とか、いろいろなことを何かされているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎市民課長（蒔苗 元） 窓口対応は、市民サービスの基本中の基本と認めてございます。そのこ

とから、職員においては、機会を捉えて接遇研修を受講するほか、学んだ知識や技術といったものを共有しながら、応対力の強化を図ってきたところでもあります。

特におくやみコーナーのほうにおきましては、御遺族の方の悲しみが癒えぬ中で慣れない手続をするという必要がありますので、利用者の心情に寄り添いながら応対を心がけるというようなことをするとともに、職員一人一人の接遇を充実して、市民満足度が向上されて市政に対する効果が得られるという好循環につなげられるように努めてまいりたいと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。ぜひとも、そういうふうにしていただくようお願いしたいと思います。

なぜ、私これを申し上げたかといいますと、以前、市民の方から、こういった形で窓口に行ったときに、非常に事務的で本当に嫌な思いをしたというお話を伺ったことがあります。

特に、こういうお悔やみで行った方は心が傷ついているので、その辺はつっけんどんな、分からないければあっちいけとかということではなくて、とにかく寄り添っていくような体制が継続できるような仕組みをぜひとも考えていただきたいと思っております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、創和会。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、2款1項4目、予算書58ページ、委託料、弘前でつながる関係人口創出事業について質疑します。

まず、新規事業ですので事業概要を。それから、この事業をやることによって何を目標としているか、どういうふうになることを目標としているか、その点について答弁願います。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） お答えいたします。

弘前でつながる関係人口創出事業は、令和4年

度から実施する弘前版全世代・全員活躍型生涯活躍のまち推進事業の一環として、関係人口の創出及び人と人とのつながりづくり、活躍の場づくりに取り組み、誰もが気軽に弘前と様々な活動に関わり、人と人がつながることで都市と弘前の流れを大きくし、地域を活性化させることを目的としております。

構成する事業は三つございまして、それぞれの業務を委託するものでございます。

一つ目の関係人口創出事業企画運営等業務委託料は、地域とのつながりを求めている県外在住の若者を対象とし、地域の担い手として参画できるよう弘前の伝統文化、伝統芸能や兼業・副業として関わることのできるプログラムの企画運営、それから交流拠点での地域住民との交流機会やゲストハウスでの宿泊環境の提供を行う業務のほか、関係人口に係る情報の発信、広告に関する業務を委託するものであります。

二つ目の弘前の暮らし体験事業運営業務委託料は、移住に関心のある県外在住の50歳以上の中高年齢者を対象とし、弘前の伝統文化、伝統工芸、それから市民活動を体験するなど、弘前の暮らしを知るための体験プログラムの企画運営、日程調整、現地へのアテンド、サ高住での宿泊環境の提供を行う業務を委託するものです。

三つ目の交流・活躍の場創出事業運営業務委託料は、地域の住民や移住者、それから関係人口の方、様々な方を対象といたしまして、様々な人が特技やこれまでの経験、スキルを生かして、地域で活躍できる場を世代を問わず提供するとともに、地域の活動団体と連携することでコミュニティ活動の新たな取組や様々な人がつながれるようなイベントの企画運営を委託するものでございます。

これらの取組がどういったところに効果につながっていくのかといったところでございます。国

の調査では、関係人口の来訪が多い地域は三大都市圏からの移住も多いというような結果も出ています。関係人口創出事業、それから弘前の暮らし体験事業、交流・活躍の場創出事業を通して、地域の担い手として期待される関係人口を創出する新たな取組や地域住民や移住者など、地域内外の様々な人がつながり、誰もが活躍することができるコミュニティを構築するなど、外部の人を受け入れる環境を整えることができるものと考えております。

こうしたことで、地域の課題解決、それから地域産業の振興、さらには将来的な移住につなげていきたいと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

おおむねCCRCや移住といったところの基礎となるものを創出するための事業であると理解しました。

今、三つの事業があるということでございますけれども、それぞれ委託するというところでございます。それぞれ、結構似たようなスキルとかといったものが必要になると思うのですが、委託先について、できる限り市内の業者だったりするほうがいいかなと思うのですが、委託先というのは大体どういった業者、どういう形になってくるのかというところを、現状でお答えできる点でお願いします。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） まず、関係人口創出事業のほうは、2本の委託契約を予定しております。

一つ目は、関係人口創出のためのプログラムの企画運営ということで、こちらは多様な人が訪れるイベントの開催であったり、地域内外の幅広いネットワークを生かした企画の運営の実績、それから交流拠点を有している一般社団法人ネクストコモンズラボ弘前営業所と契約を予定してござ

す。

それから二つ目は、関係人口に係るウェブページの作成、SNSの広告掲載といったものでございまして、現在、市のほうで用意している移住ポータルサイト弘前ぐらしの保守管理業者である、市内業者である株式会社コンシスとの契約を予定してございます。

それから、2本目の弘前の暮らし体験事業運営業務委託料なのですが、令和3年度まで弘前版生涯活躍のまち推進事業の受託事業者として取り組み、それから交流拠点と一体となったサ高住を運営している社会福祉法人弘前豊徳会との契約を予定しております。

それから最後に、交流・活躍の場創出事業運営業務委託料なのですが、これも同じく社会福祉法人弘前豊徳会のほか、拠点を活用して交流・活躍できる機会を提供できるような団体を複数公募したいと考えているところです。

◎8番（木村 隆洋委員） 2款1項4目、予算書の58ページ、移住セミナーSNS情報発信業務委託料並びにひろさきコミュニティ・ラボ開催関係業務委託料。

概要によれば、新規事業として首都圏若者コミュニティづくり推進事業とあります。令和4年度からの新規事業なのですが、具体的な事業内容と目的についてお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず先に、事業の目的からお答えさせていただきます。

この事業は、主に弘前圏域出身者で、首都圏在住の学生や若手の社会人に対して、市の東京事務所が主催するコミュニティ事業などの各種事業を通じて若者と当市のつながり、それから首都圏在住の若者同士のつながりを強化することによって、将来のUターン者ですとか関係人口の増加につなげていくことを目的としております。

事業内容としては、大きく三つございます。

一つ目、ひろさきコミュニティ・ラボの開催です。これは、首都圏で出身者同士がつながる機会として令和元年度から開催しております。令和元年度はリアルで会場で集まって1回、令和2年度はオンラインでと。令和3年度につきましては、月1回オンラインで定期的に交流の場というものを設けているのですが、令和4年度については、月1回のオンラインの開催に加えて、年1回会場でイベント形式で開催したいと考えております。

二つ目としては、東京事務所でのインターンシップの受入れです。行政の業務に触れる機会として、首都圏の学生を対象に、インターンシップ生として東京事務所を受入れをしまして、移住業務での体験を通してインターンシップ生の意見を取り入れて、移住セミナーを開催したり、事業を展開したりということ想定しております。

三つ目としては、公式LINEアカウントによる情報発信を考えております。東京事務所ではLINEの公式アカウントを取得しまして、地元就職に関する情報、それから東京事務所が実施している無料職業紹介、ひろさきコミュニティ・ラボなど、地元を意識するきっかけとなるような情報を発信しまして、それを若者の利用頻度が高いLINEを使って発信しまして、当市の情報に触れる頻度を高めていくこととしております。

◎8番（木村 隆洋委員） 先ほどの野村委員が聞いた、弘前でつながる関係人口創出事業、また、今お伺いしている首都圏若者コミュニティづくり推進事業は多分共通すると思うのですが、今、我々は当たり前に使っているのですが、関係人口の概念というか、私自身も2年前のまち・ひと・しごと創生総合戦略の2期計画のときに一般質問で話をさせていただいた機会もあって、今泉議員も一般質問で尋ねられたと。

私も国でまち・ひと・しごと創生総合戦略2期

計画をやったときに、初めて関係人口という概念が出てきて、今まで弘前に来た人とかの交流人口みたいなことから、もっとすごく広がっているなという感じはするのですけれども、その概念というのはどこまでどうなのかなというのがちょっと分かりづらいというか。

弘前で認識している今回の関係人口はどういうイメージを持っているのかというのと、若者のターゲットという、若者層ですね、完全に弘前出身なのか、親が弘前出身とか、弘前圏域の出身だとか、何も関係ないけれども弘前の桜が好きで弘前がめっちゃ好きだとかというところまで広げるのか、若者のターゲットという部分も含めてお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 今、委員おっしゃられたように、関係人口は幅広い概念がございます。移住でもなく、観光でもなく、それから特定の地域と継続的につながる、多様な形でつながるということで、過去の居住ですとか勤務経験、その地域内にルーツがある親であったり祖父母であったりということで、様々な概念がございます。

今回の事業におけるターゲットという、関係人口ということでは、これまで弘前圏域の高校、大学を卒業して、進学ですとか就職をきっかけに首都圏へ出ていった方々を対象として捉えておりまして、この事業によって首都圏における若者のネットワークを構築して、コミュニティーを確立していきたいと考えているところです。

◎8番（木村 隆洋委員） 今回、新規事業としてどういったところの業務委託先を想定しているのかお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 業務委託の内容としては、まず、会場に参集してイベント形式で開催するひろさきコミュニティ・ラボの開催に関連する業務としてSNSの広告掲載、それから、当

日は地元出身者で首都圏で活躍している著名な方をスペシャルゲストというような形でお招きすることを考えております。そういったゲストの出演調整と当日の司会業務等といったものを想定しております。

現時点では、イベントのほうについては具体的に想定している委託先はないのですけれども、今後、市側でゲストを選定する中で業者を決めていきたいと考えております。

SNSの広告掲載につきましては、市内の事業者等で広告掲載を取り扱っている業者の中から選定していきたいと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 頑張っていたかと思いつつ、次に行きたいと思つています。

次に、2款1項9目、予算書64ページ、弘前市社会福祉協議会出向費用負担金と1項目だけ書いたのですが、概要によれば、ボランティア支援事業として多岐に上っておりますので、代表例だけ通告させていただきました。

令和3年度が450万円余り、令和4年度が1090万円余りと、600万円余り予算が拡充しております。この拡充部分についてお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 拡充部分についてお答えいたします。

市では、これまでヒロロスクエア内にあるボランティア支援センターにおいて、ボランティア活動の活性化に向け取組を行ってきたところでありますが、ボランティアの必要性や果たす役割への期待が高まってきていることから、市のボランティア施策の強化を図ることとし、同じく市民向けに支援業務を行っている弘前市社会福祉協議会のボランティアセンターと市のセンターを統合し、本年4月に新しいボランティアセンターを開設することとしたものであります。

新ボランティアセンターの設置及び運営主体は市となりますが、来年度は、市社会福祉協議会の

職員1名が新センターに出向し、業務を共に行うこととしております。このため、出向職員の人件費分を負担金として市社会福祉協議会に支払うこととし、新たに社会福祉協議会出向費用負担金625万円を予算計上したため、事業費が増加したものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、課長のお話で、市のボランティアセンターと社協のボランティアセンターを統合していくというお話がありました。市と社協のボランティアセンターを統合することによっての効果というのをどのように考えているのかお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 市と社協のボランティアセンターを統合することによる効果ということでございます。

市と市社会福祉協議会のボランティアセンターを統合することで、窓口が一本化され、まず市民への分かりやすさと利便性の向上が図られるものであります。また、市社会福祉協議会では、福祉活動や災害時において職員が実際にボランティア活動を行っており、活動を通して培った実践的な知識経験や県社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会などとのつながりによる広いネットワークを有しているほか、地域での福祉活動や相談業務を通じて住民が抱える様々な課題や地域の情報を把握できる体制が整っております。

市が持つ相談コーディネートの豊富な実績に加え、市社会福祉協議会の有するこれらのノウハウや多様な組織とのつながり、地域の情報も活用しながら支援を行うことで、お互いの強みを生かした施策が展開でき、よりきめ細やかにボランティアニーズへの対応ができると考えております。

さらに、市社会福祉協議会では、災害発生時における復旧・復興、生活再建を支援する災害ボランティアセンターの運営主体となることから、災害時のボランティア活動体制の円滑な構築が可能

となるものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、課長から様々な効果を伺いました。

今、お話の中でも、災害時のボランティアというお話もあったのですが、これまでは、どちらかといえば、ボランティアに行く議論というかボランティアをする議論は多いのですけれども、どうしても弘前は災害が少ないということで、もし災害が起きた場合に、全国から様々な方をボランティアで受け入れる体制というのも強化していくことが必要なのかなと考えています。

災害時等にいろいろなボランティアに行かれています方のお話を伺いますと、受入れのボランティアセンターは社協がメインなところが全国的に多いみたいですが、準備していないところはなかなかスムーズに行かないと。ボランティアは全国から幾らでも来るよという体制、またボランティアを受け入れたいと。

例えば、以前、2016年8月30日に、岩手県の岩泉町で台風10号が、東北で初めて太平洋側から台風が来て日本海側に抜けるという史上初めての台風で、弘前へたまたま影響がなかったですけれども。実は私も、自分が所属している仲間と共に岩泉町にボランティアに行ったときがあります。そのときは社協が受入先でしたが、やはり受入体制というのを全然想定していないと。川も見ました。老健で9人亡くなって、車がひっくり返って、小本川が氾濫したと。まちなかにずっと川が流れているのですよね。災害も想定していないので、全然堤防がないのですよ、正直な話をする。そういったときにやはり想定していることが大事なのかなと。

今回こうしてボランティアセンターを統合していくという中で、災害ボランティアセンターでの受け入れるほうとの連携というのをどう考えているのかお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 災害ボランティアセンターと市のボランティアセンターの連携という部分だと思います。

災害が発生した場合に設置される災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が運営し、被災者のニーズ把握や災害ボランティアの募集受付からマッチングまでを行うものであります。

災害時における市のボランティアセンターの役割といたしましては、ボランティアが不足する場合に新たに募集の呼びかけやボランティア団体等に協力依頼を行い、人員の確保を行うほか、災害発生から時間経過とともに変化するボランティアニーズに合わせ、必要な支援が切れ目なく行われるよう情報を共有しながら連携して取り組んでいくこととしております。

一方、平常時におきましても、災害ボランティアに関する講座の開催や情報発信により市民の関心や知識を高める取組を行うほか、現在、市社会福祉協議会で受け付けている災害ボランティアの事前登録を市のボランティアセンターにおいても受け付けることとし、災害時だけではなく、平常時においても相互に連携を図ることとしております。

◎7番（石山 敬委員） 2款1項1目、51、52ページにありますRPA導入支援業務委託料とRPAソフトウェアライセンス使用料について、まずは事業の概要についてお伺いいたします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） RPAの事業概要についてお答えいたします。

RPAは、ロボティックプロセスオートメーションの略で、定型的で量の多い事務などを自動化する仕組みでありまして、人間が同じように繰り返すパソコンの操作、例えば大量の件数のデータをシステムに入力する業務について、専用のソフトウェアに作業内容を記憶させ、自動的に実施するものであります。

RPA導入のメリットといたしましては、パソコンで人間が行う作業をロボットが代わりに行うことにより、業務時間の削減につながることで、人と違い、24時間、365日ずっと稼働することができること、また、単純な転記作業やシステム入力作業をミスなく正確に行えることなどが挙げられます。

導入の経緯、これまでの実績といたしましては、令和元年度に青森県が実施しました市町村業務改革促進事業のモデル事業実施市町村に弘前市が選定されまして、庁内の3業務でRPAの試験導入を行っております。令和2年度からは市単独で運用開始しておりまして、令和2年度は6業務、令和3年度は3業務で追加導入を行い、これまでに計12業務に導入を進めております。

令和4年度につきましては、さらに3業務において追加導入を予定しておりまして、導入に係る支援業務やソフトウェアライセンス使用料等の費用を計上しているものであります。

◎7番（石山 敬委員） 令和元年度から様々な業務でRPAを導入しているということでした。

この事業を行ったことによって、どの業務で、例えば業務の効率化とか時間短縮になったのか。また、人員削減にもつながったとか、どのような効果があったのかをお伺いいたします。

また、業務委託料ということで、どこの委託先で、委託先の特徴というか、どういう会社なのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 事業効果についてです。

初めに、時間短縮に係る効果について御説明します。RPA導入による職員の作業時間が、年間でどれくらい削減されたかということを試算したところ、令和元年度に導入しました3業務では計881時間、令和2年度に導入しました6業務で計

226時間、令和3年度に導入した3業務で計363時間、12業務合計で1,470時間の削減となっております。

続きまして、導入しました具体的な業務といたしましては、市民税課における軽自動車税のシステムへの入力やふるさと納税の寄附金税額控除におけるマイナンバーへの転記業務、人事課における職員から受領した勤務実績のシステムへの入力に係る業務などがあります。税関係業務のように件数が多い業務ですとか、職員管理のような内部事務など、様々な業務でRPAを活用して、業務時間の短縮を行っているところでございます。

人員の削減についてであります。今後、さらに人口減少が進む中で、様々な業種で人手不足という問題が起きると言われております。行政においても、限られた職員数で従来のサービスを維持し、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに応じていく必要があります。

RPAの導入につきましては、直接的な人員削減を目指すものではなく、限られた人的資源をより付加価値の高い業務へ振り向け、今後の社会変化にも対応できる体制を事前に構築していることを目的としております。

◎7番(石山 敬委員) 全国のRPAを導入している自治体を見てみますと、まだまだ導入可能な業務があるようでございますので、ぜひ積極的に導入して、職員の皆様の負担軽減に努めていただきたいと思っております。期待しております。

続きまして、2款1項1目、52ページの委託料、LED防犯灯設置事業についてお伺いします。

これちょっと調べてみますと、平成25年度に1万8000基の街灯をLED化して、99%の設置が終わったというような記事が載っていましたが、結構、市内を見てみますと、ところどころ電信柱に街灯を設置していないところがまだまだあるのか

など私個人的には思っておりまして、最近も、市民の方から、ここは暗いので設置してほしいという要望が実際にあります。

予算書を見ますと、宅地開発等新たに云々とあるのですが、既存のエリア内の未設置部分について、これまで設置の要望はあったのか、その要望に応えた実績があるのかお伺いいたします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 町会や地域住民などからLED防犯灯の設置要望があった場合は、まず現地を調査し、照度やその他の状況等を勘案して、設置の必要性や優先度を決め、対応しております。

令和3年度は54基の設置要望が寄せられ、うち設置したのが41基となっております。残り13基につきましては、近くに街灯や照明がある、要望箇所が民家のないところで夜間に人通りがない、設置する柱がないなどの理由で設置しなかったもので、必要性が認められた箇所については、おおむね対応できているというものでございます。

なお、設置に至らなかった箇所でも、近くに既設の防犯灯がある場合は、灯具の移設や向きを調整などして暗さの解消に努めているところであります。

◎7番(石山 敬委員) そうすれば、既存のエリアであっても、要望を上げれば検討していただけるということでございますね。

それで、この事業は予算で約120万円となっておりますが、120万円でおおよそ何基ぐらい設置できるのかお尋ねします。

◎企画課長補佐(青山 洋蔵) 申し訳ありません。先ほどのRPA導入業務について、答弁漏れがございましたので、追加でお答えさせていただきます。

RPA導入業務の委託先でございます。委託先につきましては、今年度は指名競争入札により八戸に本社があります株式会社テクノル弘前支店に業

務を委託しております。当該事業者は、パソコン、サーバーの販売、ネットワークの構築・保守等を行っているほか、青森県、あと県内他市においてもRPAの導入支援業務について実績がある会社となっております。

令和4年度につきましても、今年度同様に指名競争入札により事業者の選定を行う予定となっております。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 工事費用の約120万円は何基分かという御質疑でございました。こちらは30基分を見込んだ予算でございました。

◎7番（石山 敬委員） 年間30基ぐらいということで、今回、市民の方から要望を受けたのが、結構、通りで何十基という単位で要望があったものですから、もし30基以上の設置の要望があった場合、例えば地元の有志の団体が街灯だけ買って市に提供して、市のほうで設置してもらおうということは可能なものでしょうか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） LED防犯灯の寄附の申出ということだと思っておりますけれども、この申出に対しましては、まず寄贈いただく灯具の仕様、それと設置のための費用、それから設置場所の選定方法などを勘案して対応させていただくこととなりますので、まずは御相談いただければと思います。お願いします。

◎7番（石山 敬委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、2款1項1目、54ページ、負担金、補助及び交付金でございます。（仮称）太田市（旧尾島町）友好都市交流30周年記念事業実行委員会負担金についてお伺いいたします。

概要を見ますと、拡充というようなことを書いておりますが、どのような記念事業を予定しているのか。例えば、例年8月14日でしたか、にイベントがございますけれども、そういったスケ

ジュールとか、対象者、人数とか、こういった団体とかが行くのか、その辺をお伺いいたします。

◎文化振興課長（佐藤 孝子） 太田市（旧尾島町）友好都市交流30周年記念事業についてお答えいたします。

令和4年度の記念事業の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人の行き来が困難な状況が続いておりますので、太田市とも相談いたしまして、コロナ禍でも実施できる事業として大きく二つを予定しております。

一つ目は、太田市、弘前市、それぞれのねぶた絵師が製作する高さ3メートル程度の展示用ミニねぶたを相互に贈呈するというものです。

二つ目は、友好交流のきっかけとなった弘前青年会議所を主体として、歴史的なつながりから太田市でねぶたまつりが開催されるに至った経緯などをまとめた動画を制作するものです。

これまでの周年事業につきましては、主に市民号を派遣し、お盆の時期に太田市で開催されます尾島ねぶたまつりのほうに参加し、交流する内容としておりました。

◎7番（石山 敬委員） これについては、ぜひ、いい事業にしていきたいと思っております。

続きましては、2款2項1目、委託料、66ページ、固定資産評価等業務委託料。

これについても、昨年に比べて約6倍ということで増額しているのですけれども、この理由について、そして業務の委託先、そして評価替えのことだと思っておりますけれども、どのようなことを行うのかについてお伺いいたします。

◎資産税課長（石田 剛） それでは、固定資産評価等業務委託料について、予算額が大幅に増えたことについてお答えいたします。

土地の評価替えに係る業務委託であります固定資産評価等業務委託料でございますけれども、先ほど委員おっしゃられたように、土地と家屋の固

定資産税については、3年ごとに評価を見直すため業務が3年サイクルになります。3年サイクルの2年目に当たる来年度、令和4年度は、三つの業務をこの中で予定しております。

一つ目は、市内に7,800本余りある路線価を設置するために、3年間の継続事業として行う固定資産土地評価業務で、令和4年度は調査自体が本格化する点と、あと航空写真の撮影が加わることによって、今年に比較しますと1573万円増の2625万1000円となります。これについては昨年9月に契約済みでして、青森市にある株式会社パスコ青森支店と3年間の契約を結んでおります。

二つ目の業務委託としましては、地価が下落している場合に、土地の価格を修正するために行う下落地域時点修正業務で、これは今年度と同額の251万6000円を予算計上しており、委託の相手方といたしましては、現在の標準宅地の鑑定評価を行った不動産鑑定士の方に随意契約でもって委託をする予定としております。

三つ目は、令和4年度、来年度のみに行うことになる不動産鑑定士が標準宅地、市内に627地点ありますけれども、それを新たに鑑定評価するために行う鑑定評価に関する業務で、これが最も額として大きくなりまして4266万5000円の皆増となっております。これについては、委託先は今後決まっていくものですが、やり方といたしましては、前回、令和元年度と同様に、市内の不動産鑑定士による指名競争入札で委託先を決定したいと考えております。

今お話ししました予算額を合わせますと、本年度に比べて約5839万円の増、委員おっしゃられたように6倍近い5.5倍程度の増額となりまして、額は7143万2000円という額になりますけれども、いずれも3年サイクルの土地の評価替え業務の2年目に必要な業務でありまして、3年前の同様の業務の予算額とほぼ同額となっております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、日本共産党。

◎9番（千葉 浩規委員） よろしく申し上げます。2項目あります。

一つは、2款1項1目の51ページ、委託料のRPA導入支援業務委託料についてです。

石山委員も質問しておりましたけれども、令和元年度から導入を進めてきたということです。

それで、予算概要を見ると、これについてA I・I o T・R P A等先進技術導入検討事業とあるわけですが、単に業務を増やしてきただけなのか、何か新たな先進技術というものを導入することも検討しているのか答弁をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） R P Aの導入につきましては、令和2年度までは既存の業務にR P Aが導入できるかどうかということで導入を進めてきましたけれども、令和3年度においては、紙に書かれた文字を読み取ってデータ化するO C RとA Iの技術を組み合わせたA I－O C Rのほうを導入することでR P Aの導入も可能になるという業務が複数あったことから、令和3年度はR P A単体ではなくて、A I－O C Rと連動させた形で3業務に導入しているものです。

◎9番（千葉 浩規委員） これを導入した場合に、いかほど、職員の働き方ということではどういふ変化が生まれてくるのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 令和3年度の実績ということで、まず令和2年度にこちらを導入する前に無料トライアルということをやってみました。無料トライアルにおいては、文字の認識率が約96%とかなり高い数値だったことから導入を決めまして、令和3年度に導入の希望調査、それからヒアリング等を行い、6課の16帳票にA I－O C Rを導入しました。

効果としましては、導入によって年間の想定削

減時間は、16帳票で合計1,260時間、削減率としては83%となっております。

◎9番（千葉 浩規委員） 83%の減ということですが、市民から見た場合、市民サービスということではどのような効果が期待できるのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 先ほどのRPAのほうでもあったのですけれども、限られた職員数で従来のサービスを維持していくということが求められてきます。削減した時間を人でなければできない業務に振り分ける、そういう窓口業務の充実に充てるといった質の高い行政サービスを継続して提供できるということが市民サービスにつながっていくものと考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） 続きまして、2款3項1目、69ページ、委託料のマイナンバーカード交付等業務委託料についてです。

マイナンバーカード交付とありますので、それは分かるのですけれども、さらにその後に「等」と書いていますので、きっとそれ以外にも業務があるのかと思いますので、カード交付以外にどのような業務があるのか答弁をお願いします。

◎市民課長（蒔苗 元） マイナンバーカード交付等業務委託料の業務内容につきましてですが、マイナンバーカードを交付する事務をはじめ、申請者に対する交付通知書の作成や郵送の事務、カード申請書の作成の補助、電話や窓口での問合せ対応、マイナンバーカード普及促進対策室の来庁者の対応、マイナンバーカードに搭載される電子証明書の更新の事務、最後に民間企業や機関や地域に出向く出張申請の受付の事務といった事務を委託する予定としてございます。

◎9番（千葉 浩規委員） そうした場合に、例えば齋藤委員も質問していましたが、マイナンバーカードが保険証の代わりになるとかあるのだけれども、そのためには操作しなければな

らないのですが、例えばそういう業務なども支援してくれるものなのでしょうか。

◎市民課長（蒔苗 元） 今のこういった業務の内容の中にも、現在も例えばマイナポイントの手續の支援と申しますか、そういった説明の案内とか、場合によってはタブレットを使ったサポートの業務をやっているというところになりますので、できるところは対応していきたいと思っております。

◎9番（千葉 浩規委員） それで、総務省のホームページには、マイナンバーカードの交付率が丁寧な全ての自治体について掲載されているわけですが、交付率が低いと総務省かどこか分かりませんが、国のほうから何かのペナルティーみたいなものはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

◎市民課長（蒔苗 元） 交付率が低い自治体に対するペナルティーといったものはございませんが、国は交付状況につきまして毎月自治体からの報告を求めているという状況にあります。これは、マイナンバーカードの交付の早期化や交付事務の滞留防止といったことを目的に実施してございまして、国が定める基準を下回るといった場合には、その理由を報告するという事になってございます。

なお、当市におきましては、これまでのところ基準に達してございまして、適正に事務処理を執行しているという状況にあります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私からは、2款1項4目、予算書57ページ的设计等業務委託料についてお伺いをいたします。

まず前提として、4月に弘前の市長選挙を控えているということで、今回の予算は骨格予算だということで、その認識の下、質疑していきたいと

思います。私、一般質問でも中期財政計画の観点からいろいろ質問したのですが、引き続きになります。

まず1点目、今回、健康づくりのまちなか拠点整備事業、設計等業務委託料として6308万5000円計上されていて、そもそも論で総事業費、私も一般質問で「中期財政計画に当然反映しなければいけませんよね」と。財務部長も「概算ではあるけれども」という答弁がありましたけれども、一体この事業の総事業費について、幾らぐらい見込んでいるのかをお願いします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 整備費用についてでございますけれども、整備費用につきましては、今後の設計業務により明らかになっていくため、現段階では正確な見込みは立てづらいものがありますが、あくまでも事業規模の目安としてお答えいたしますと、市でこれまで実施しました同種の事業の平米単価を参考に試算いたしますと、市立病院の改修におきましては、おおむね40億円から70億円程度が見込まれます。これは、実際の活用方法ですとか、整備時点の人件費、建設資材に係る経費により振れ幅が大きくなっているものでございます。

今後の設計業務に当たりまして、具体的な活用策を整理しながら事業費を精査していくとともに、有利な財源の活用等、国、県との協議を進めてまいりたいと考えております。

◎1番（竹内 博之委員） 全体で40から70億円、幅はあるけれどもというお話でした。大規模な公共投資になるであろうと。財源の問題とか様々、当然出てくると思います。

もう一つちょっと——もう一つというか、いっぱいあるのですが、今回の六千三百幾らという設計業務の財源はどうなっているのかをお願いします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 今回の設計業務

委託料につきましては、大きく二つございまして、一つが市立病院跡地整備に係る基本設計業務、あとは隣地の旧第一大成小学校跡地の整備に係る測量業務でございます。

病院跡地の整備に関しましては、財源として国の補助金、国土交通省の補助金を予定しております。補助金の名称は都市構造再編集中支援事業になってございます。

◎1番（竹内 博之委員） 今回の設計業務の財源は、一般財源は使わなくていいという理解でしたか。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 今回の財源の一部に国庫補助金を充てておりまして、残りについては一般財源及び基金を充当することになっております。

◎1番（竹内 博之委員） その金額の内訳というのは、今、ぱっと出ますか。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 少々お待ちください……。

◎1番（竹内 博之委員） ごめんなさい。私もちょっと、財源のところまで事前にしっかり話せばよかったのですが、探している間にちょっと別の質問に行きます。

今回、先ほど、冒頭で骨格予算だと……いいですか、答弁があるみたいなので。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 申し訳ございません。財源についてお答えします。

今回の設計業務のうち290万円が国の補助金でございます。残りがまちづくり振興基金を充当することになってございます。

◎1番（竹内 博之委員） すみません、急に。ありがとうございます。

別の質問に、また行きます。

今回、冒頭で骨格予算だというお話をしましたけれども、新聞報道にもありました3月7日、現市長の主な公約の中に、市立病院・旧第一大成小

学校跡地の健康づくりのまちなか拠点として整備すると出てきました、主要な公約の中に。これは、前回2018年の選挙のときにも、いわゆる公約として市民に示したものではないですし、任期途中に出てきたものです。

ここで質問なのですけれども、今回、骨格予算として当初予算で計上していますけれども、これは主要な政策ですから、選挙が終わった後の補正予算では駄目だったのかという点についてお答えいただければと。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 補正予算では駄目だったのかという御質疑ですが、本事業につきましては、令和元年度から庁内で検討を進めておりまして、その後、専門家の方ですとか市民関係団体の方々に意見を求めながら、今年度10月に基本構想をまとめて進めております。

そうした継続事業であることと、こちらのほうには国の補助金を充当する必要があることから、当初予算に予算を計上する必要があったものでございます。

◎1番（竹内 博之委員） さっき国補助が290万円だとおっしゃいましたけれども、当初予算の計上をするには、国の補助を使うという論理だと思のですけれども、事業全体の進捗というスケジュール感で見たときに、今は3月で予算がどうなるかということと、選挙後の補正でそのまま継続で実行になるといったときの事業の進捗に遅れが出るリスクとかがあっての今の判断なのか、もしくは290万円という国補助の活用という1点の観点で今の計上なのかという点も教えていただきたいと思います。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 当初予算計上の理由としましては、今、委員がおっしゃられた二つの理由の両方がございます。

国補助を活用するというもののほか、スケジュールに関しましても、来年度の基本設計の中

で早期に市民関係団体の意見を聴きながら設計に当たっての余条件、様々な条件を定めていくスケジュールがありまして、そのスケジュールにおいても当初予算で計上する必要があったものでございます。

◎1番（竹内 博之委員） 先ほどの答弁の中で40億円から70億円と、ここ近年でいけば非常に大規模な公共投資になるということで、すごく市民の皆さんの注目度も高いですし、そして4月に選挙を控えているという中では、当初予算に載せてきた部分というのは、私はなかなか、なるほどなという、100%納得ということは私自身はできないのですけれども。

もうちょっと質問していきます。

今回、設計業務の委託予定先は、これ何か、一般質問でも答弁があったと思うのですけれども、そこをもう一回確認をお願いします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 委託先につきましては、これまでも市内の前川國男設計による建築物の設計に関わっていただいております。前川建築設計事務所に随意契約をする予定でおります。

◎1番（竹内 博之委員） 繰り返しになりますけれども、非常に大きい公共投資だということで、随契約の予定ではあるのですけれども、これは今の担当課の認識として、私、度々、地域内経済循環であるとかという話をさせていただくのですけれども、そしてまた大規模な公共投資ということで、いろいろな技術ノウハウというのも当然企業には蓄積されていくと思うのですけれども、随契約でそういった大きな建築設計と契約するに当たって、地元企業との協業といったものについてはどう考えているのでしょうか。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） やはり前川建築の意匠ですとか、そういったデザインを継承するために、地元事業者の方にも関わっていただく

いることが必要であると考えております。ですので、前川建築設計事務所に委託はしますが、再委託先等に地元の設計事務所等を選定していただき、業務に関わっていただきたいと考えております。

◎1番(竹内 博之委員) 地元企業ということで、私は前も公共投資の観点からという話をしていたので、ぜひ、地元企業との協業というのは非常に重要な点だと思います。

もうちょっと、質問をまた変えます。

40億円から70億円の総事業費の幅はあるけれどもということで、財源の見通しを示していく必要も私はあると思うのです。一般質問でも取り上げましたけれども、実質公債費比率ということで、今までの弘前市がやってきた公共投資、いわゆる市債の発行に対する交付税算入というのは非常に大きいと。青森市、八戸市と比較しても飛び抜けて、その比率でいけば非常に優秀だと。これは私、職員の皆さんの計画の段取りとか、組合せというものが非常に優秀だったのかなと思うのですけれども。

では、今回、大規模な公共投資という観点からその辺の計画の位置づけ、ちょっとさっき国補助の290万円の前に答弁があって、私もそれは何だべなと思っているのですけれども、これは、例えば今、商工でやっている中心市街地のビジョンですかね、3期計画をどうするのかちょっと分からないのですけれども、いわゆるそういう有利な財源を活用するというは、何らかの国の計画の位置づけとかというのは当然必要だと思うのですけれども、その辺の今の見通しというものはどうなっているのか。財源確保の根拠となる計画の位置づけは今どうなっているのかお願いします。

◎企画課長補佐(青山 洋蔵) 想定している財源でございますが、現在想定しているものとして、国の補助金と地方債を見込んでおります。

国の補助金では国土交通省の、先ほども申しましたが、都市構造再編集集中支援事業のほうは補助率2分の1の補助金となっております。地方債では、緊急防災・減災事業債など、交付税措置が有利なものを活用する方向で国・県と協議を進めております。これらについては、今後も、国による新規の財源の創設ですとか、既存財源の制度改正等を注視しまして、有利な財源を図ってまいりたいと考えております。

関連する計画でございますけれども、今申し上げました財源につきましては、国土交通省の都市構造再編集集中事業については、弘前市立地適正化計画が関連計画となっております。緊急防災・減災事業債につきましては、地域防災計画が関連計画となっております、それぞれ必要な計画修正をする予定となっております。

◎1番(竹内 博之委員) 分かりました。

冒頭でも触れたのですけれども、財源確保はしっかりやらなければいけないということは当然なのですけれども、私の中で引っかかっているのが、これから改選を控える中での今回の骨格予算の位置づけのはずなのに、当初予算で大規模公共投資の、いわゆる設計業務が計上されているということについては、それぞれ価値観ありますので、私は慎重に考えるべき事項の一つなのかなということをつけて、一旦この質疑を終わりたいと思います。

◎副委員長(蒔苗 博英委員) 暫時、休憩いたします。

[午後 2時50分 休憩]

[午後 3時20分 開議]

◎委員長(工藤 光志委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、無所属。

◎2番(成田 大介委員) 私からは、2款1項

4目、予算書57ページ、男女共同参画推進事業についてお聞きいたします。

まず概要のほうを見ると、男女共同参画推進事業の中で、男女共同参画推進事業と意識啓発等事業ということで分かれていますので、それぞれの内容を教えてください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 男女共同参画推進事業ですけれども、平成30年に策定しました男女共同参画プランの推進に当たって、計画の内容ですとか計画に基づく事業について審議する男女共同参画プラン懇話会に係る費用を計上しているものです。

意識啓発等事業のほうにつきましては、男女共同参画についての理解・定着を図るためのセミナーの開催に係る費用を計上しております。

◎2番（成田 大介委員） 男女共同参画推進事業は、来年度は37万円少しの増額ということになっているのですが、まず、来年度に向けての増額の内容を教えてくださいと思います。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 現行の男女共同参画プランのほうは、計画期間が令和4年度で満了となります。このため、来年度中に新たなプランを策定することとしておりまして、通常開催しているプランの懇話会よりも開催回数を多く開催することから、増額となっているものです。

◎2番（成田 大介委員） 次に、同じく2款1項4目、57ページ、パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業ということで、今年度の成果と実績を教えてください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 弘前市パートナーシップ宣誓制度は、令和2年12月10日から運用を始めておりまして、これまで4組8名の方が宣誓されております。

今年度は、多様性への理解促進と制度の周知啓発を図るためのリーフレットを新たに作成したほ

か、広報ひろさきでも特集などを行って来ました。

リーフレットにつきましては、ホームページに掲載したり、市の公共施設に備え付けているほか、小中学校や高等学校、大学といった教育機関、それから近隣市町村にも配布したところ、分かりやすく見やすいというような声を頂き、追加配布の要望があったり、学校だよりも掲載したいという小学校もあるなど、多くの方に知っていただくきっかけになりました。

また、昨年12月、制度創設1周年を記念した講演会を開催しまして、高校生や大学生、それから年配の方まで、約80名の方に御参加をいただき、講演部分につきましては、後日アーカイブ配信ということで、当日いらっしゃれなかった方にも御覧いただけたものと思っております。

◎2番（成田 大介委員） まず来年度、一応約40万円の予算増ということで、来年度に向けての展開というのですか、方向性といいますか、どのようなことを目指しているのかお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 当該事業は、市民の方にも周知はされてきているのですが、まだまだ制度を知らないという方もいらっしゃいますので、来年度につきましては、リーフレットを増刷したり、周知啓発セミナー、今年度は広く市民を対象にしたのですが、来年度については事業者を対象を絞りまして、性的マイノリティーの方が安心して働ける環境の整備、それからハラスメントの防止対策といったことについて、事例を交えながら理解を深める機会にしたいと考えております。

また、本年2月に、青森県が県全体のパートナーシップ宣誓制度の運用を始めたほか、各自治体からも問合せが来ております。県の制度につきましては、どういう点で連携できるかですとか、

その辺りを一緒に検討していきたいなと思っております。

◎2番(成田 大介委員) 予算書の中に、パートナーシップ宣誓制度周知啓発セミナー運営業務委託料ということで、先日の講演会、私も出席させていただきました。素晴らしい講演会だったのですが、その委託料ということなのでしょうけれども、これはどちらの業者がやられているかお聞かせください。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 今年度につきましては、特定非営利活動法人東京レインボープライドという団体をお願いをしております。

来年度につきましては、セミナーの内容等を踏まえて、こういった講師派遣をしているプログラムを提供している会社が首都圏のほうにも幾つかありますので、そちらの中から適当事業者を見つけていきたいなと思っております。

◎2番(成田 大介委員) これについては、青森県でもいよいよ、まだ話を聞くとなかなか弘前ほど進んではいないのですけれども、これは来年度もしっかり継続して、男女共同参画ももちろんですけれども、パートナーシップ宣誓制度についてもしっかりと深化させていってほしいと思います。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎3番(坂本 崇委員) 私からは、2款1項9目、予算書64ページ、町会集会所設置事業等補助金について質問いたします。

この補助金は、いわゆる町会の集会所とかの修繕ということの補助金だと思いますが、令和4年度予算が増額になっております。この概要についてお聞かせいただければと思います。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 町会集会所設置事業等補助金の概要ということでございます。

補助金につきましては、地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進することを目的に、町会が設置・管理する集会施設の新築、改築、修繕、模様替え等を行う50万円以上の工事を対象として、工事費の2分の1以内の額を補助するものです。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。

事業の概要のほうに、今年度補助を予定しているのが7町会あるという記載があるのですが、7町会はどのような工事といえますか、修繕などを行うのかお知らせいただきたいと思います。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 7町会の工事内容ということでございます。

令和4年度において補助を予定している7町会の工事内容につきましては、屋根の塗装工事が4件、床の改修工事、窓の改修工事、トイレの改修工事がそれぞれ1件ずつとなっております。

◎3番(坂本 崇委員) 今、トイレの改修も対象となっているところがあるということでしたが、参考までにといいか、お聞きしたいのですが、近年、高齢化に伴って集会所を利用する方たち、それぞれの集会所によって違うのでしょうか、古い集会所であると昔のスタイルといふか、便座のつたいいわゆる洋式に替えてほしいというような声を私も地域の方から聞いたことがあったり、要望を受けたりしているわけなのですが、この補助金でそういったこともできるのかなということで今日は理解しました。

ちなみになのですけれども、最近の傾向として、そういったトイレを洋式化にしていく傾向というのは、集会所においても各町会、多くなっているのかどうか、参考の意味でもし分かっていたらお聞かせください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 平成29年度から令和3年度までの5年間において、補助金を交付した件数は全部で30件ございます。そのうちトイレの改修工事に対する補助は6件ございました。改修の内容は様々ですが、全ての町会において洋式化を併せて行っていたものでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

◎16番（小田桐 慶二委員） 2款1項1目、予算書53ページから54ページにかけての18節の中に、犯罪被害者等転居費用助成金が40万円、それから犯罪被害者等心理相談料助成金が10万円、19節で見舞金ということで50万円、計100万円計上されております。

犯罪被害者等についての条例案も、今回の厚生常任委員会にかかったと聞いておりました、資料も見させていただいておりました。

まず、犯罪被害者に対する市としての支援事業が、条例案として、あるいは予算化されて事業として出てきた背景とございますか、これまでも弘前市内で犯罪被害者が発生したこともあろうかとは思いますが、これまでも何らかの相談というのがあったのかどうか分かりませんが、あったのだらうとは思いますが、その際にどういう対応をしてきたのかなという、これまでの経緯があって今回、条例案あるいは予算化の事業に至ったのか、その背景を改めてお知らせください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） このたびの条例制定案、提案に当たった背景ということでございます。

まず、これまで当市においては、防犯カメラやLED防犯灯の整備など、犯罪の未然防止に向け

た施策を実施してまいりました。これらの取組によりまして、当市における刑法犯認知件数は減少傾向でございます。しかしながら、いまだ残念ながら犯罪が発生しているという状況にあります。つまり、誰もが犯罪被害者になり得る状況にあると言えます。

これまで、犯罪被害に関する相談というのは市のほうに寄せられてはいませんでしたが、犯罪被害を受けた方がその被害から回復し、また犯罪を軽減し、引き続き当市において安心して暮らしていくためには、地域全体で被害者の方を支援していく必要があると考えたものでございます。

よって、条例制定によって犯罪被害者支援の市の取組姿勢を明確にすることで、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを目指すというものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 厚生常任委員会の説明資料を見ますと、青森県では、令和元年12月に青森県犯罪被害者等支援条例、市町村では、むつ市が去年10月に同様の条例を施行していると記載されております。それ以外にはないののだろうか見ていたわけですが。

次にお聞きしますが、犯罪被害者というのはどういう規定になっているのでしょうか。例えば、事件とか事故で立件された被害者ということになるのか、どういう規定になっているのでしょうか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 本条例における犯罪というものの定義についてお答えいたします。

犯罪とは、個人の生命・身体、または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規に規定する刑罰を科される行為をいいます。犯罪等といいますが、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と規定されておりました、犯罪等の被害者というものでございます。

◎16番(小田桐 慶二委員) ちょっと分かりづらいところもあるのですが、いずれにしても、そういう心身に被害を受けた方の相談に乗るといのがまず基本的なところなのでしょうね。

それで、相談窓口も設けると、事業概要にたしか書かれていますね。相談窓口を設置することになっております。相談窓口の詳細を、どこにどういう体制でどのような方が相談に乗るのか、その体制をお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 犯罪被害者の相談窓口ということでございます。

犯罪被害者等に適切な情報提供を行うための相談窓口は、平成31年4月までに全ての市区町村に設置されてございます。この条例制定を契機に相談窓口の機能を充実していこうというものでございますが、窓口における支援の流れについて説明させていただきたいと思っております。

犯罪の被害を受けた方が最初に相談するのは、警察、または被害者支援センターがほとんどであると考えております。被害に遭われた方が、市における手続や支援できる制度がある場合は、警察における担当部署、または青森被害者支援センターから当課のほうへつないでいただくことを想定しているものでございます。市へ連絡があった場合は、プライバシーに配慮するため、会議室等の個室で相談をお受けするほか、庁内関係部署に事前に照会して手続が迅速に進められるよう、また必要な支援が確実に提供できるよう調整し、被害者の精神的、時間的な負担の軽減に努めてまいります。

なお、市のほうへ直接相談された方につきましては、まずは被害の内容やお困りの状況をお聞きし、その方の事情に応じて庁内関係課との連携による支援や、警察、犯罪被害者支援センターとの連携、その他の関係機関を紹介することとなります。

◎16番(小田桐 慶二委員) そういう相談窓口は、既に設置済みだということでしたね、全市町村に。一つは、警察なり、そういうところから相談に行った方の紹介を受けて、さらに相談に乗ると。もう一つは、直接来た場合でも相談に乗るとのことですね。

それで、相談に乗る方の、例えば資格ですとか、何かあるものでしょうか。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 相談を受け付けるのは市の職員となりますが、犯罪被害者等の心情等を理解するため、今後、研修等の受講を考えてございます。

◎16番(小田桐 慶二委員) やはり専門的な知識なり、相談者に寄り添う様々な研修等が必要になってくると思いますので、そこはしっかりお願いしたいと思っております。

それともう一つ、最後にお聞きしたいのは、いわゆる犯罪被害者、先ほど、犯罪とは、被害者とはという定義をお話いただいたのですが、例えば、今のコロナにしてみても、ネット上で様々な誹謗中傷がありました。今、少し落ち着いているのかもしれませんが。そういうことによって心理的なダメージを受けて心に傷を受けているというケースというのはどうなるのですか。それは全く別なのでしょうか。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 本条例におきましては、犯罪の定義を広く捉えておりますので、こういった誹謗中傷を受けたということも広い意味では犯罪の被害に遭ったと捉えると思っております。

ただ、犯罪被害の範囲は広く捉えておりますが、具体的な施策の実施に当たっては、その内容等を勘案し、対象となる範囲が限定されてくるものと考えております。

◎16番(小田桐 慶二委員) ちょっと微妙なところですね。

私が心配するのは、市でもこういう相談を受け付けていますよと、これから市民の意識向上のためにもそういう告知もしていくわけですね。そうすると、市のほうに相談に行ってみようかと思っただけなのに、あなたは該当しませんよとはねつけられはしないかと。これは、今のこの問題だけではなくて、市民の方が窓口で相談に来るときはせっぱ詰まって来るのですよ。頼って来るのです。そのときに、しゃくし定規に、「規則でこうなっているから、あなたは駄目です」とか、いろいろ事情を聞いた上で、「これは無理ですね」と一言で片づけられてしまうという人がいっぱいいるのです。そういう方に対して、どうしたら解決できるかという相談に乗ってほしいのですよ。それが寄り添うということだと思うのですね。

それで、はねつけられたという方からは我々議員に相談にいっぱい来ています。そういうことが実際にあるので、特にこういう犯罪被害者、そういう困っている方に対しては、何でも、まず受ける、聞いてあげる、そして一緒になってどうしたら乗り越えられるかということに寄り添ってもらいたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

◎委員長（工藤 光志委員） ただいま、木揚公明の質疑時間ではありますが、先ほどの無所属議員の成田委員に対しての答弁の修正があるそうですので、よろしくお願ひします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 先ほど、成田委員のパートナーシップ宣誓制度周知啓発セミナーの運営業務の委託先ということで聞かれた際に、講師として東京レインボープライドと、LGBT施策の推進をサポートしている団体とお答えしたのですが、そこの団体については講師として考えているもので、セミナーの運営に当たっては講師への謝礼や旅費の支払い、それからオンラインでの配信に係る部分についてイベント運営業務

の対応が可能な市内の業者のほうに委託することを想定しているものです。

おわびして訂正いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎15番（今泉 昌一委員） 57ページ、健康づくりのまちなか拠点整備、ここは主に設計委託料のところなのですが、概要でいきますと21ページ。

これ、概要には計画と記載されていますが、何の計画なのでしょう。どのような計画に基づいたものなのでしょう。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 今、委員がおっしゃられた健康づくりのまちなか拠点整備事業に係る概要での記載ですが、本業務に関して、計画という記載はなく、基本設計及び具体的な……タイトルですね、申し訳ありません。

この計画については、総合計画の計画事業に位置づけているということで記載しております。予算概要の全てにおいて記載しております。

◎15番（今泉 昌一委員） 私たちの手元に配られております、タブレットにある総合計画前期計画は、2022年3月改訂予定というものだけなのです。2021年3月現在のものしか計画としてはございません。2月18日に改訂(案)というものが事務局から送られてきていました。この(案)というのは、もう取れたのですか。今はもう既に成案

となっているのですか、この前期計画の改訂は。

◎企画課長（白戸 麻紀子） この計画については、まだ(案)の段階でございます。議会を経て、その後、市政推進会議等で審議をして、計画を策定するというような予定になっております。

◎15番（今泉 昌一委員） そうしたら、順序が逆なのではないかと素直に思うのですよ。予算案が私たちに来たのが2月10日。2月18日に、17日に発表したのかどうか、私の手元には2月18日に改訂案が来ている。まずそこから逆だろうと思うのです。計画に載っていないものを予算化して、先ほどの竹内委員の発言ではないけれども、骨格予算のはずなのに6300万円という大きな予算が計上されていると。私は、まずそこは順序が逆ではないかと。まだ計画として成案していないものを計画と称して予算化するのは、やはり正しいやり方ではないのではないかと私は思います。

次に、先ほどの竹内委員に対する答弁に関してですので、ちょっと歳入にも関わるのですが、お許しいただけますでしょうか。

290万円という都市構造再編支援金ですか、当然、今予算案の歳入の国庫補助金にも計上されているわけですよね。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 歳入予算に計上しております。（「分かりました、いいです」と呼ぶ者あり）

◎委員長（工藤 光志委員） ほかにさくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、2款総務費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、3款民生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 3款民生費の予算について御説明申し上げますので、75ページを御覧願います。

77ページにかけましての1項社会福祉費1目社会福祉総務費は19億2410万円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

7節報償費は2803万8000円で、民生委員・児童委員の活動費等を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1億696万2000円で、弘前市社会福祉協議会などの各種団体に対する補助金等を計上したものであります。

77ページから80ページにかけましての2目心身障害者福祉費は53億1508万6000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億6106万2000円で、障がい者地域活動支援センター事業などの障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業等の委託料を計上したものであります。19節扶助費は51億2181万2000円で、身体・知的・精神障がい児・者に係る居宅介護等の障がい福祉サービスに要する経費を計上したものであります。

80ページから82ページにかけての3目老人福祉費は35億9466万2000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は4624万4000円で、介護保険適用外の生活支援ハウス運営事業等の委託料を計上したものであります。19節扶助費は3億691万7000円で、養護老人ホームに入所している高齢者の老人保護措置費や在宅高齢者に対する各種支援に要する経費を計上したものであります。

82ページから83ページにかけての4目社会福祉施設費は3億4658万3000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は3億2517万4000円で、弥生荘及び老人福祉センターなどの指定管理に係る経費等を計上したものであります。14節工事請負費は480万7000円で、弥生荘整備工事等を計上したものであります。

83ページの5目国民年金費は4583万7000円で、国民年金に係る事務に要する人件費及び事務費となっております。

83ページから84ページにかけての6目後期高齢者医療費は25億9986万8000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

12節委託料は1億458万8000円で、後期高齢者の健康診査業務委託料等を計上したものであります。

84ページから86ページにかけての2項児童福祉費1目児童福祉総務費は17億4953万1000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は6億5584万6000円で、一時預かり事業や私立保育所等整備事業などの補助金を計上したものであります。19節扶助費は4億5507万4000円で、子供及びひとり親家庭等の医療費の負担軽減等に係る経費を計上したものであります。

86ページの2目児童運営費は98億377万4000円で、私立保育所や認定こども園の運営及び児童手当等に係る経費となっております。

86ページから87ページにかけての3目保育所費は1億844万円で、子育て世代包括支援センター及び駅前こどもの広場の運営等に係る経費となっております。

87ページから88ページにかけての4目児童福祉施設費は5億6618万3000円で、弥生学園や児童館などの指定管理及び施設管理等に係る経費となっております。

88ページから89ページにかけての5目児童健全育成費は1億9717万円で、放課後児童健全育成事業の運営等に係る経費となっております。

89ページから90ページにかけての6目少年相談センター費は393万8000円で、少年相談センター職員の人件費及び街頭指導等に係る経費となっております。

90ページから91ページにかけての3項生活保護費1目生活保護総務費は3億4764万8000円で、生活保護に係る事務に要する人件費及び事務費となっております。

91ページの2目扶助費は、総額67億2835万1000円となっております。

以上で、3款民生費の説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、4名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、3款2項1目19節、予算書86ページの子ども医療扶助費について質問させていただきます。

まず、まだ令和3年度は完全には締まっていないのですが、令和4年度の子供医療費の見込み、見通しを令和3年度の現状を鑑みながら、どのようになっていくのか答弁願います。

◎こども家庭課長補佐（竹内 孝行） 子ども医療扶助費の令和3年度の見込みと4年度の見込みということについてお答えさせていただきます。

令和3年度は、約3億1900万円の支出見込みとなっております。支出対象児童は、未就学児が約6,400人、就学児が約4,600人となる見込みであります。

令和4年度の見込みも、令和3年度と同様の所得基準としており、見込みも同程度と考えております。

◎10番（野村 太郎委員） 現状の令和4年度

予算というのは、今の答弁から制度的には令和3年度までと変わりなく運用することを前提ということであります。

私、一般質問でも何度も取り上げて、現状の制度は、数年前に大幅に緩和されて大変受益者が多くなったという点は大変すばらしいと思っておりますが、やはり現状まだ所得制限があるということであります。私としては、この制度の受益者というのは子供たちであって、子供たちの健康というものに親の所得というのは関係なく、やはり平等に受益すべきだというふうな考えを述べてまいりました。

そういう点で、現状の予算編成ではこのようになってはいますが、子ども医療扶助費の今後の見通しについて答弁できる範囲でお願いします。

◎**こども家庭課長補佐（竹内 孝行）** 子供医療費の今後の見通しということをございますけれども、まず中学生までを完全無償化した場合の増額見込みということについてお答えさせていただきます。

令和2年度の実績を基に、中学生までの子供医療費を無償とした場合の所要額を試算しますと約4億1293万円となり、令和2年度における中学生までの子供医療費の実績額2億7873万円と比較すると、約1億3420万円の増加見込みとなっております。

ちなみに、高校生までを完全無償とする場合は、約2億1275万円の増加見込みとなっております。

◎**10番（野村 太郎委員）** 1億円、2億円増加していくということであります。

確かに僅かな金額ということではなく、結構な、予算としたら増になると思っておりますけれども、私が言ったように、受益するのは子供たちの健康ということでありますので、そういう点で予算が

多くなってでも所得制限の撤廃というものを前向きにやっていただきたいと要望して終わります。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、日本共産党。

◎**20番（石田 久委員）** 私も、同じく86ページの子ども医療扶助費についてです。

内容については、医療費無償化の所得制限撤廃予算なのかについて質問したいと思います。

今回、子供の医療費の問題で、かなり若いお母さんとかお父さんからいろいろ御相談が来るわけですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

◎**こども家庭課長補佐（竹内 孝行）** 問合せがあるかということについての御質疑だと思いますけれども、委員のおっしゃるとおり、市民の皆様からは、医療費の負担軽減を求める声がホームページを通してだったりとか、電話等を通してだったりとかで、そういう声を頂いております。また、転入手続で窓口に来られる方からも、同様の声を頂いております。

◎**20番（石田 久委員）** 多くの皆さんは、未就学児の子供たちについては無償化と。所得制限があっても大体532万円以下の方が該当になるので、9割くらいとよく言われていました。しかし、私も子供会やって、朝のラジオ体操をやると、若いお母さんが小学校前の子供を連れてきて、その子供が小学校に上がると所得制限が何と532万円から234万円というような形で、逆に下がって3割負担になってしまうというような中身であるわけですが、この辺についてはどのように考えているのでしょうか。

◎**こども家庭課長補佐（竹内 孝行）** 子供医療費の無償化の範囲ということだと思っておりますけれども、未就学児と就学後のお子さんの医療費の状況につきましては、所得限度額の水準が違いますので、その結果、令和2年度の実績で申します

と、ひとり親医療費を受給している児童を除いた全児童のうち、未就学児が、先ほど委員おっしゃられたとおり約90.2%、就学児が約47.2%のお子さんが所得限度額以内となり、無償化の対象となっております。

財源のことを申し上げますと、未就学児のお子さんの医療費自己負担分には県の2分の1の補助がありますが、就学後のお子さんの医療費は、市が単独で負担をしているものであります。利用される方の立場に立っていえば、お子さんが病院に通われる年齢だったり、あるいは中高生になるまでの間は、年齢によらず、所得によらず、同じ基準で医療が受けられることが当然望ましいものと考えております。

市といたしましては、将来的には子供医療費の完全無償化を目指して、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

◎20番（石田 久委員） この質問をしようと思ったのは、市長が小・中学生の医療費無償化の所得制限を撤廃する方針を打ち出したというような文面が新聞に載りました。ですから今回、今年度はその中に入っているのかというところで質問したわけですが、今のお話ですと、現状でいくようなお話ですが、ちょっと思ったのは、どうして弘前市は所得制限が厳しいのかというところをすごく感じます。

他の市町村を調査しました。黒石市、五所川原市、つがる市、平川市は、所得制限なしです。この地域の市がそういうような状況になっている中で、どうして弘前が未就学児童532万円、小学生以上になりますと234万円以上の方には、これが効かないわけですね、所得制限があるために。

今私が言いましたように、市長がいろいろな形で新聞報道に載りましたけれども、これに対しての考えというか、このようにするというような、

無償化して所得制限がないような形で、今年度の予算はどういうふうになっているのでしょうか。

◎子ども家庭課長補佐（竹内 孝行） 今年度の予算案ということで、子供医療費につきましては段階的に給付対象の拡充を実施してまいりまして、子育て中の家庭が安心して医療を受けられるように負担軽減を図ってまいりました。

また、令和4年度青森県に対する重点要望においても、財政支援を含めた中学生までの医療費無償制度を全国一律で国が創設するよう県に対して要望しているところであります。

繰り返しになりますけれども、市といたしましては、所得制限の緩和などによる給付対象のさらなる拡充について検討しながら、将来的には子供医療費の完全無償化を目指してまいりたいと考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） 三つありますのでよろしく申し上げます。

一つは、3款1項1目の75ページ、報酬。とりわけ就労支援室に関わっての報酬ということで質疑させていただきます。

コロナの中でも、私も市民の方から様々な相談を受けまして、就労支援室にいつもお世話になっているような状況です。感覚的にも相談者が増えているなど思っているのですが、就労支援室の業務を全体的に見た場合、利用状況ということで相談者の数とか支援者数とか、この間、コロナの影響でどういうふうな動きになっているのか答弁をお願いします。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 就労自立支援室における新規相談件数は、開設年度である平成28年度を除き180件前後でしたが、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度は527件、また令和3年度は1月末現在で424件となっております。

継続的に支援している件数ですが、平成28年度

は1,448件でしたが、平成29年度は2,062件、平成30年度は2,369件、令和元年度は2,595件、令和2年度は2,611件となっております。

就労自立支援室に寄せられる各種相談や業務全体が、新型コロナウイルス感染症の影響により増加していると認識しております。

◎9番（千葉 浩規委員） 新型コロナウイルスの感染拡大の中で、利用状況は今増えているというふうなことでしたけれども、そういう中で、就労支援室的な体制であるとか、あと相談者数が増えているわけですから、プライバシーもしっかりと配慮しながらの相談室を増やしていくということも当然必要なのかなと思っていますけれども、そういった改善というものは進んでいるのでしょうか。答弁をお願いします。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 生活困窮者自立支援法が施行となった平成27年度より、弘前市社会福祉協議会に各種事業を委託し実施しております。平成28年度からは当該業務を直営とし、4月には健康福祉部内に就労自立支援室を設置、同年8月23日にヒロロ3階ヒロロスクエアにひろさき生活・仕事応援センターを開設しております。

現在の人員体制であります。兼任の室長をはじめ、正職員3名、再任用職員1名、社会福祉協議会出向職員2名、会計年度職員7名の総勢13名となっております。このうち、正職員1名、再任用職員1名、市社会福祉協議会からの出向職員2名、会計年度職員6名については、主に自立相談支援事業や就労準備支援事業など、当室が実施している各種事業の支援員として個々の相談者の支援内容に応じ、それぞれの役割を分担しながら支援を提供しております。

また、相談内容については、相談者のプライバシー保護の観点から予約制を取っており、特にプライバシーに配慮する必要がある相談者に対して

は市民生活センターの面談室を利用し、個室で面談するなど、適時対応しております。

◎9番（千葉 浩規委員） 私が聞いたのは、現在そういう状況だということなのですが、とりわけコロナ感染者が増えて、相談者数も増えているのだけれども、それに伴って人員とか部屋とかというものが広まったのかどうかというのを聞きたいのですけれども。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 人員の体制なのですが、現在、先ほど私、正職員3名と言ったのですけれども、兼任の室長は、実は私、生活福祉課長が兼任でありまして、実質、室のほうで執務できない状態なのです。正職員が現実的には2名しかいない状態でありまして、来年度に3名、正職員をもう1名の体制にしてほしいということで要望はしております。

◎9番（千葉 浩規委員） これからコロナがたとえ収まったとしても、生活が苦しいというのは依然として続くし、国際情勢を考えると、原油高はあれやこれや大変だなという状況なので、やはり相談者数が今後も、本当は減っていただければいいのだけれども、増える可能性もありますので、体制はしっかりとやっていただきたいなと思います。

続きまして、次は、3款2項4目の88ページの委託料、児童福祉施設費の施設管理等業務委託料についてです。ここについては、とりわけ児童館の遊具について質問をしたいと思います。

そこで、児童館の遊具の設置箇所数と遊具の点検、点検を受けた後の対応、遊具についての更新の計画とか、あるのかどうなのか答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐（吉崎 拓美） 児童館の遊具の状況ということでございます。

まず、設置箇所数ですけれども、現在、児童館・児童センターは22施設ございますが、そのう

ち遊具を設置している施設は、令和4年3月現在で11施設、ブランコや滑り台などの遊具の数につきましては31基設置してございます。

これら遊具の点検につきましては、年1回、毎年3月の雪解け後に実施している状況でございます。直近の点検状況の内容につきましては、令和3年3月に点検を実施してございます。当時の遊具の数は34基ございましたけれども、34基のうち使用禁止中の9基を除く25基を対象に点検を行っております。その点検を実施した25基のうち使用禁止の対象となった遊具の数につきましては8基ございました。令和3年度においては、このうち3基の遊具について撤去してございます。

遊具の更新の状況ということでございますけれども、ここ近年においては実施していない状況となっております。

◎9番(千葉 浩規委員) 児童館の遊具については更新されていないということなのですけれども、更新しない方針なのか、今後更新していくのか、更新されない理由の答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐(吉崎 拓美) 児童館・児童センターにつきましては、不具合が生じた場合に修繕費というものを毎年予算計上してございます。どうしても日常的に使う建物とか設備の修繕のほうが優先されてしまうことから、なかなか遊具の修繕なり更新に対応できていないということで、なかなか更新されていない現状がございませう。

◎9番(千葉 浩規委員) 今回、遊具というだけではなくて、児童館に対する予算ですね、全体的に今後増やしていくという検討も必要なのかなと思います。

あとは、児童館の職員の給料の問題とか、やっぱり児童福祉についての予算そのものを増やしていくということも必要かなと思っています。

続きまして、3款2項5目の88ページ、委託

料、DV被害者等緊急一時保護業務委託料についてです。

今回、多分新規だと思うのですがけれども、委託される業務の内容について答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 委託業務の内容についてということでございますけれども、本事業につきましては、児童虐待やDV被害者への支援のための新たな取組の一つとして、民間宿泊施設の活用による緊急一時避難場所の提供を行うものです。市内のホテルや旅館等の民間宿泊施設に対して業務委託をするものであります。

予算は90万円を計上しておりますけれども、1泊1人当たりの上限を1万円とし、1世帯当たり3名3泊まで、年間10世帯の利用を見込んでいるものであります。

この事業は、一定期間、特定の施設や個室を確保するというものではなくて、案件が発生した際に空き室のある宿泊施設に対応をお願いするものでありまして、その都度速やかな対応が必要となりますことから、弘前市旅館ホテル組合と基本協定を締結いたしまして、宿泊施設の選定・調整について窓口を担っていただくこととしております。

児童虐待やDV等に対する緊急一時避難については、青森県女性相談所や市のショートステイ事業などにより対応しているところですが、今回の民間との協働による事業の実施により、一層の機能拡充を図るものであります。

◎9番(千葉 浩規委員) そもそも、ひまわり荘がそういう役割をこれまで担っていたわけですが、これが廃止されてしまったということで、多分こういう対策ということで出てきたのかなと思うわけです。

ひまわり荘の場合は、そこに来れば、そこに住むことができるのですがけれども、一時保護ということになれば、DVがすぐやむわけではないの

で、これが長期に及ぶようになった場合はどうしようと考えているのでしょうか、答弁をお願いします。

◎**こども家庭課長補佐（竹内 孝行）** 保護期間が長期にわたる場合はどうするのかということについてでございますけれども、あくまでも今回の事業は、緊急一時避難が目的ですので、滞在期間中に専門の相談員が面接し状況等を把握しながら、自立に向け次の住まいをどうするか。例えば家族や親戚宅、あるいは民間の賃貸住宅などに転居するとか、あるいは令和4年度から居住支援として新たに実施する空き家となった市営住宅の一時使用を検討するとか、そういうことをその間に決めることとしておりまして、長期の滞在は想定しておりません。

ただ、やむを得ず3日間という範囲を超えそうな事情がある場合には、協議の上で決めることとしており、母子の安全を第一に柔軟に対応してまいりたいと考えております。

◎**9番（千葉 浩規委員）** これまでは、ひまわり荘がそういう役割を果たしてきたわけですが、残念ながら廃止されてしまったということですので、やはりきっちりとした対策、対応をぜひ取っていただきたいというふうに要望して終わります。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、無所属。

◎**2番（成田 大介委員）** 私は、3款1項1目、75ページであります。訪問相談推進事業についてお聞きいたします。

まず、内容と実績、そして、その効果をお聞かせください。

◎**生活福祉課長（佐々木 順一）** 本事業は、ひきこもりなどで、社会的孤立に苦しむ方やその家族に対して、就労自立支援室のアウトリーチ支援員が町内外の関係機関と連携し、支援が必要な方とのつながりを確保し、信頼関係を構築した上で

就労や定着支援を行うものです。

本事業の実績といたしましては、相談者の自宅へ69回の訪問を実施しており、それ以外の面談や電話等について69回実施しております。

成果といたしましては、1月現在で13名の方が支援対象となっており、そのうち就労につながった方が2名、障害年金の受給につながった方が1名、新たに本人との面談に至った方が2名となっております。そのほかは、家族との面談を継続するなどの対応となっております。

◎**2番（成田 大介委員）** コロナ禍の状況の中で面談ということになるとなかなか大変な作業なのかと思うのですが、どのような相談の中身が多いものですか。

◎**就労自立支援室主幹（木村 敬之）** 主な相談になりますけれども、どこかでつまづいた方ですね。それまでの生活の中でつまづいたことで、なかなかそれが課題になって家から出てこられないとか、あとは受験とかといったことで失敗した方がなかなか家から出てこられないということが多いかなと思っております。

◎**2番（成田 大介委員）** 来年度の予算は微減でございますけれども、来年度の見込みというか、見解をお聞かせいただければと思います。

◎**就労自立支援室主幹（木村 敬之）** 予算の微減の理由ですが、訪問相談支援事業に至っては、毎年、研修を東京のほうでやっているのですが、それがコロナ禍ということでZoomに切り替わったということで、その分の研修旅費が減額になっております。

◎**2番（成田 大介委員）** 次に、また同じく3款1項1目、75ページ、家計改善支援事業について質問いたします。

これこそ、コロナ禍でいろいろ課題があったかと思うのですが、まずは実績をお聞かせください。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 本事業は、不安定な雇用環境や給料の減少を背景に家計収入が減少し、毎月の支払いが滞ってしまうなど、家計の改善が必要な方に対して、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、相談者の家計を管理する力を高め、早期の生活再生を目指すものです。

本事業の実績といたしましては、令和3年1月末現在で、相談件数28件となっております。

成果といたしましては、現在、本事業を利用されている方の家計の収支を把握し、毎月の状況に基づき収支の見える化を図ったり、入学や卒業等のライフイベントを見据えた貯蓄等のアドバイスを行ったりすることにより、相談者自身が家計改善への必要性の気づきがあったことであります。

◎2番（成田 大介委員） 自立支援の事業というところにもいろいろあるような気がするのですが、違いというものはどのようなものでしょうか。

◎就労自立支援室主幹（木村 敬之） ほかとの違いになりますけれども、家計改善支援事業は、相談から家計のほうで普通に入収入があったとしても、やはりお金の使い方とかといったところで、なかなか生活のほうのままならないということではいらっしゃる方を対象にしているのですけれども、この相談の場合、家計のほうをつまびらかに当方に情報を提供いただくことになるので、ほかの相談よりはなかなか相談につながりにくい、利用の大事さは分かるけれども利用しにくいというところが課題かなと思っております。

◎2番（成田 大介委員） これは、うなずいてくればいいのですけれども、ヒロロの窓口ですよ。私も恐らく相談に誘導したことがあると思うのですけれども、本当に一生懸命、主幹含めて本当に親身になって話を聞いてくれているなどという感覚があるのです。ただ、あのお部屋といいま

すか、相談の窓口というのは、ちょっとやっぱり職員の方もみんないて、人も通るようなスペースだということを考えていくと、もう少し予算化をしていって、来年度はもう少しいい環境で皆さんが相談できればいいのかなと思います。

次、3款2項1目、85ページ、保育所等安全対策事業費補助金ということで、コロナ禍の感染対策の強化とあるのですけれども、まず内容をお聞かせください。

◎子ども家庭課長補佐（吉崎 拓美） 保育所等安全対策事業費補助金の概要ということでございます。

こちらは、市内の保育所等が実施します新型コロナウイルス感染症対策を支援するものでございまして、マスクや消毒液などの消耗品や空気清浄機などの感染防止用の備品の購入に要する経費の補助のほか、保育所の業務を継続するため、日常的に発生しなかった感染症対策に要した経費、いわゆるかかり増し経費と言っておりますけれども、それらの経費について補助の対象としてございます。

交付先につきましては、保育所38施設、認定子ども園28施設の合わせて66施設で、補助の基準額につきましては、定員60人以上の施設については1施設当たり50万円、定員20人以上60人未満の施設につきましては1施設当たり40万円を上限としてございまして、令和4年度の当初予算は3150万円となっておりますけれども、うち2分の1が国の補助金で賄われることとなっております。

◎2番（成田 大介委員） 今の質問は、ちょっと勉強不足ですみません、かかり増し経費と今言われたかと思うのですけれども、かかり増し経費という部分をちょっと詳しく教えてください。

◎子ども家庭課長補佐（吉崎 拓美） かかり増し経費ですけれども、保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施して

いくために必要な経費のことをございまして、例えば、施設職員が勤務時間外や休日などに清掃や消毒を行ったときの手当の経費であるとか、職員個人が感染防止対策として購入したマスク、あるいは手袋、エプロン、タオル等々の購入経費について、かかり増し経費と呼んでおります。

◎2番(成田 大介委員) 概要書のほうを見ると、令和4年度、来年度で3150万円の一応予算がついているというような形なのですが、令和3年度もコロナ禍になってからいろいろと消耗品等々、感染対策の費用というのは出ていたのではないかなと思うのですが、それとの違いというのを教えてください。

◎こども家庭課長補佐(吉崎 拓美) 令和3年度につきましても、同じく事業費補助金について実施しておりますが、ただ、予算措置につきましては、当初予算ではなく、国の補正に合わせて市のほうでも補正という対応をしてございましたので、概要書を見ると皆増というような状態の見え方をしております。

令和3年度と4年度との違いといいますか、そこら辺につきましても、基本的には令和3年度の内容を引き継ぐものではございますけれども、施設が抗原検査キットを購入した場合の経費であるとか、職員がPCR検査、あるいは抗原検査を自費で受けた場合の経費につきましても、令和3年度の当初では補助対象経費とはなっていないかったものの、今年に入ってオミクロン株の流行ということを受けまして、国の通知が発出されまして、年度途中から経費として認められることとなったものもございまして。

令和4年度のこれらの経費につきましても、当初から認めるものとしてございまして、今後とも国の通知等によりまして対象経費などの変更が生じた場合には、そういう対応をしてみたいと考えております。

◎2番(成田 大介委員) 次に、3款2項5目、最後でございます。89ページです。

支援対象児童等見守り強化事業ということで、事業の内容もそうですけれども、目的も含めてお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 本事業の趣旨、目的等についてでございますけれども、本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う子供の見守り機会の減少等への対策として、見守りを必要とする児童の居宅を訪問し、食事の提供、お弁当の宅配ですとか学習支援の提供を通じて生活状況の確認を行い、支援が必要な対象児童等を行政や支援事業者につなぐものでございまして、国の新型コロナウイルス感染症対策に関わる児童虐待・DV等支援対策強化事業の一つに位置づけられております。

当市では、令和2年10月からこども食堂をはじめ、子供に関する支援についてのノウハウを持ち、市内に複数の拠点を持っております一般社団法人みらいねっと弘前に業務委託をして事業を実施しております。

実績といたしましては、令和2年度は79人の児童等に対し延べ284回の家庭訪問、延べ30回の個別の学習支援を行っております。令和3年度は、12月末現在で50名の児童等に対し延べ820回の家庭訪問、それから延べ71回の学習支援を実施しております。

◎2番(成田 大介委員) 見守りを行った児童は、思ったよりも回数というか人数も多くてびっくりしたのですが、これはどのような事例というものがあるのか、また、生活や子育ての悩みということになるとプライバシーの問題とか出てくると思うのですが、個人情報等はどのように管理しているのかお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 事例についてでございますけれども、一例として、本事業

に申込みされた母子家庭を訪問したところ、発達障がいの子供を持つお母さんが、コロナで離職しまして困窮や鬱状態となり生活が行き詰まっている旨の相談を受け、市や関係機関による支援を開始することになった事例がございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって保護者の収入減少や外出自粛のストレス等が生じ、子供の養育に不安を来すことになった象徴的な事例といえます。本事案については、利用可能な福祉制度等を紹介し、民間のフードバンクや各種サービスにつないで母子の生活安定を支援しながら、現在も継続して見守りを行っているところであります。

それから、個人情報管理ということについてでございますけれども、生活や子育てに関する相談は重大な個人情報であることから業務委託契約書、それから事業実施要領の中で個人情報等の取扱に関する条項を定めて関連法令に基づいて守秘義務を徹底遵守し、情報管理をしているところで

◎2番(成田 大介委員) これは、昨年度に比べて200万円程度予算が減っているのですが、今非常に大事な事業だと思うのですが、来年度からの方向性というものを最後にお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) まず、減額となっている理由でございますけれども、令和4年度は、令和3年度に比べて194万3000円の減額となっております。これにつきましては、令和3年度までの事業実施において、学習支援に用いるタブレットの端末ですとか、食事提供に用いる備品等が整いました。それから、受託者の努力によって、需用費などの経常経費の支出を精査したことによるものであります。

それから、今後の事業の方向性ということについてでございますけれども、本事業を通じて様々

な地域ネットワークが相互に連携を図っております。支援ニーズの高い子供等について定期的に見守る体制の構築も進んでおりまして、ネットワークに参加する団体もだんだん増えてきております。それで、子供たちを見守る輪が広がっているという状況にあります。今後ともこのようなネットワークの活動を支援し、地域における子供の見守りが地域で自立的に行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明10日、引き続き3款民生費から審査することといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認め、明10日、引き続き3款民生費から審査することに決定いたしました。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明10日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時39分 散会〕

委員長 工藤光志

副委員長 蒔苗博英